

中央区環境行動計画2023(仮称)

素案①

令和4年6月

中央区環境行動計画2023目次

第1章 計画の基本的な考え方

1-1	計画策定の背景と目的	1
(1)	国内外の動向	1
(2)	区のこれまでの取組と計画策定の目的	6
1-2	計画の位置づけと役割	8
1-3	計画の期間	9
1-4	計画の構成	10

第2章 現状と課題

2-1	地域の概況	12
(1)	位置・地勢に関すること	12
(2)	人口・世帯数に関すること	13
(3)	事業所に関すること	14
(4)	土地利用に関すること	16
(5)	交通に関すること	17
2-2	地域の環境に関する動向	21
(1)	エネルギー消費に関すること	21
(2)	気候に関すること	25
(3)	ごみ・資源に関すること	28
(4)	緑・水辺に関すること	30
(5)	大気・水質に関すること	32
(6)	環境活動に関すること	34
2-3	前計画の取組結果の振り返り	40
(1)	地球温暖化	40
(2)	資源循環・廃棄物	41
(3)	自然環境・水辺環境	42
(4)	生活環境	43
(5)	学びと行動	44
2-4	地域の環境に関する課題	45
(1)	気候変動（緩和）	45
(2)	気候変動（適応）	45
(3)	資源循環・廃棄物	45
(4)	自然環境	46
(5)	生活環境	46
(6)	学びと行動	46
2-5	新計画への反映	47

中央区環境行動計画2023目次

第5章 計画の進行管理

5-1	推進体制	51
5-2	進行管理 (PDCA サイクル)	52

◆本計画の図表について

- ・ 本計画で掲載している図表のうち、出典が本区の資料については出典資料の記載を省略しています。
- ・ 脚注:「※」と記載しています。
- ・ 補足等の説明:「◎」と記載しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と目的

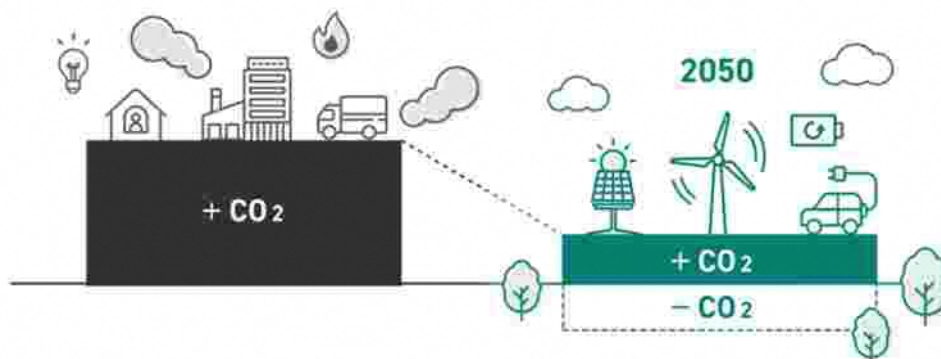
(1) 国内外の動向

1) 脱炭素社会への転換

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

平成 27(2015)年開催の「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げたパリ協定が国際条約としてはじめて採択されました。また、平成 30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、CO₂排出量を令和 32(2050)年頃に正味ゼロとすることが必要とされていると報告されるなど、世界各国でカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

さらに、令和3(2021)年開催の「気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)」で採択されたグラスゴー気候合意には、「1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記され、「1.5℃」が事実上の共通目標となりました。



資料：脱炭素ポータル

図 1-1 カーボンニュートラルのイメージ図

国は令和2(2020)年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを踏まえ、令和 12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25(2013)年度比で 46%削減すること、さらに、50%の高みへ挑戦を続けていくことが示されました。また、令和 32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を明記した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(改正温対法)」が、令和4(2022)年に施行されました。

東京都は令和元(2019)年に 2050 年CO₂排出実質ゼロを宣言するとともに「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、平均気温の上昇を 1.5℃に抑え、令和 32(2050)年にCO₂排出実質ゼロに向けた具体的な取組およびロードマップをまとめました。そして令和3(2021)

年には都内の温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年までに、平成 12(2000)年比で 50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、令和4(2022)年2月に「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”-」を策定しました。

こうしたカーボンニュートラルの流れの中で、本区を含めた 679 の地方公共団体が「ゼロカーボンシティ」の表明をしています(令和4年3月末時点)。

2)気候変動への適応

COP26 では、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロおよびその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策およびさらなる適応策を締約国に求めることが決定され、行動を加速させる必要があることが示されました。



資料:気候変動適応情報プラットフォーム

図 1-2 気候変動対策における緩和策・適応策

国内では、平成 30(2018)年に気候変動の影響による被害の防止・軽減対策推進のために国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割を明確化する「気候変動適応法」が施行されました。

それを受け、東京都は令和3(2021)年に「東京都気候変動適応計画」を策定し、この計画に記載された取組は「東京都気候変動適応計画アクションプラン 2022」として令和4(2022)年度から3年間の取組予定として示されています。また、東京都は都内における気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析および提供並びに技術的助言を行う拠点として、「東京都気候変動適応センター」を令和4(2022)年に設置しました。

3)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」

平成 27(2015)年の国連サミットですべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」は、開発途上国向けであった「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継として定められた国際目標です。SDGsでは、すべての国が取り組むべき目標として 17 のゴールと 169 のターゲットが定められており、その 17 のゴールのうち少なくとも 13 のゴールは環境に直接的に関わる内容となっています。これらの目標達成には各国政府の取組だけでなく、地方公共団体や企業、市民の一人一人の行動が求められており、さまざまな取組が進められています。

地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組は地域課題の解決に資するものであるため、環境保全に資する取組等を通してSDGsの一層の浸透・主流化を図り、SDGsを原動力とした地方創生の推進が求められています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう 貧困の撲滅</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓撲滅、食料安全保障</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を 健康・福祉</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 万人への質の高い教育、生涯学習</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 水・衛生の利用可能性</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーへのアクセス</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的で持続可能な経済成長、雇用</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ、工業化・イノベーション</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内と国家間の不平等の是正</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 持続可能な都市</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動への対処</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会の促進</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化</p>		

資料：環境省ホームページ

図 1-3 SDGsの17ゴール

○ うち、青枠・赤文字は少なくとも直接的に環境に関連している13のゴール

4)第五次環境基本計画

国は平成30(2018)年に、「SDGs」や「パリ協定」等の国際情勢を踏まえた、環境政策の方向性を定める「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画では、複数分野をまたぐ6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決の実現、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進することを示しています。



資料：環境省「第五次環境基本計画」

図 1-4 地域循環共生圏のイメージ図

5)新型コロナウイルス(COVID-19)感染症

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、我が国では令和2(2020)年4月に緊急事態宣言が発出されました。3密(密閉・密集・密接)を避けることなどが求められ、時間差通勤やテレワーク、ワーケーション等、新しい生活様式や働き方が提唱されました。

新型コロナウイルス感染症により後退した経済の回復と気候変動対策等を融合させ、持続可能な経済社会の実現を目指す「グリーンリカバリー」を意識した景気刺激策が各国で打ち出されています。

(2) 区のこれまでの取組と計画策定の目的

このような状況のなか、平成 30(2018)年3月に区が策定した「中央区環境行動計画 2018」が令和4(2022)年度末をもって前期期間が満了となりました。この間、一般廃棄物処理基本計画をはじめとする、区内関連計画の改定が行われました。これらの内容を反映させるとともに、国内外の情勢変化や令和3(2021)年3月に表明した「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえ、脱炭素社会に向けた地球温暖化対策をより強力に進めていく必要があります。

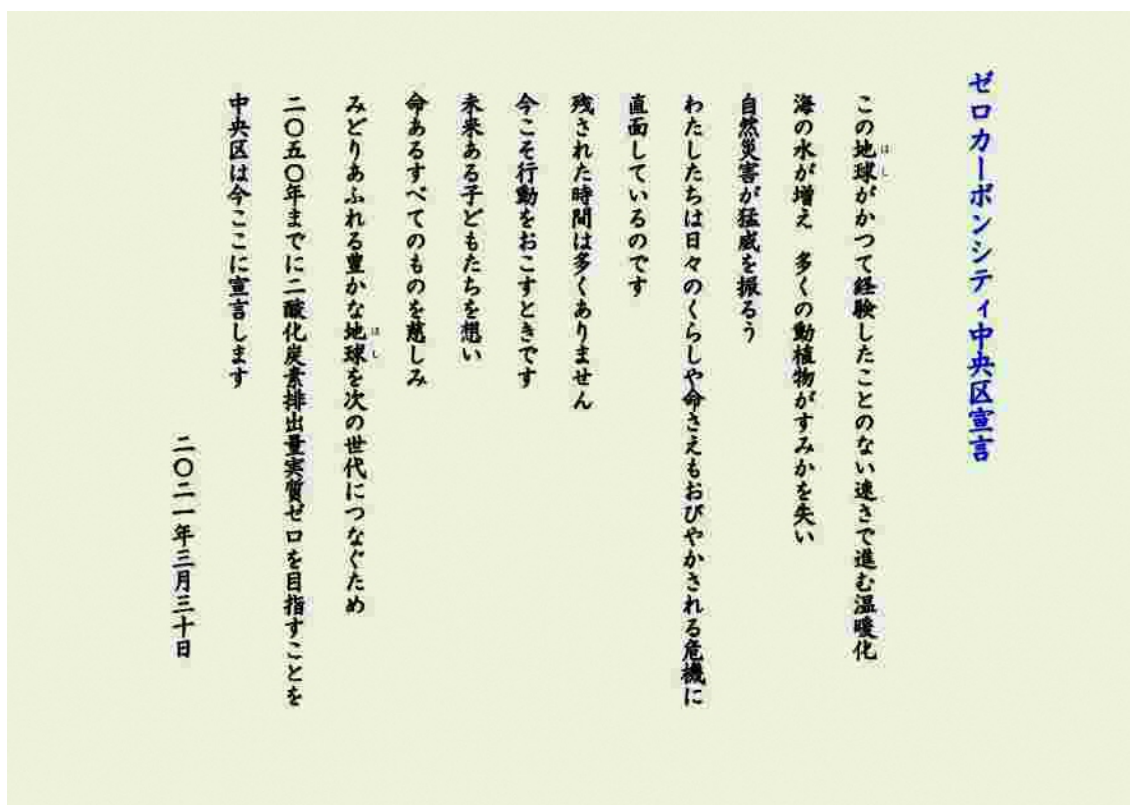


図 1-5 ゼロカーボンシティ中央区宣言

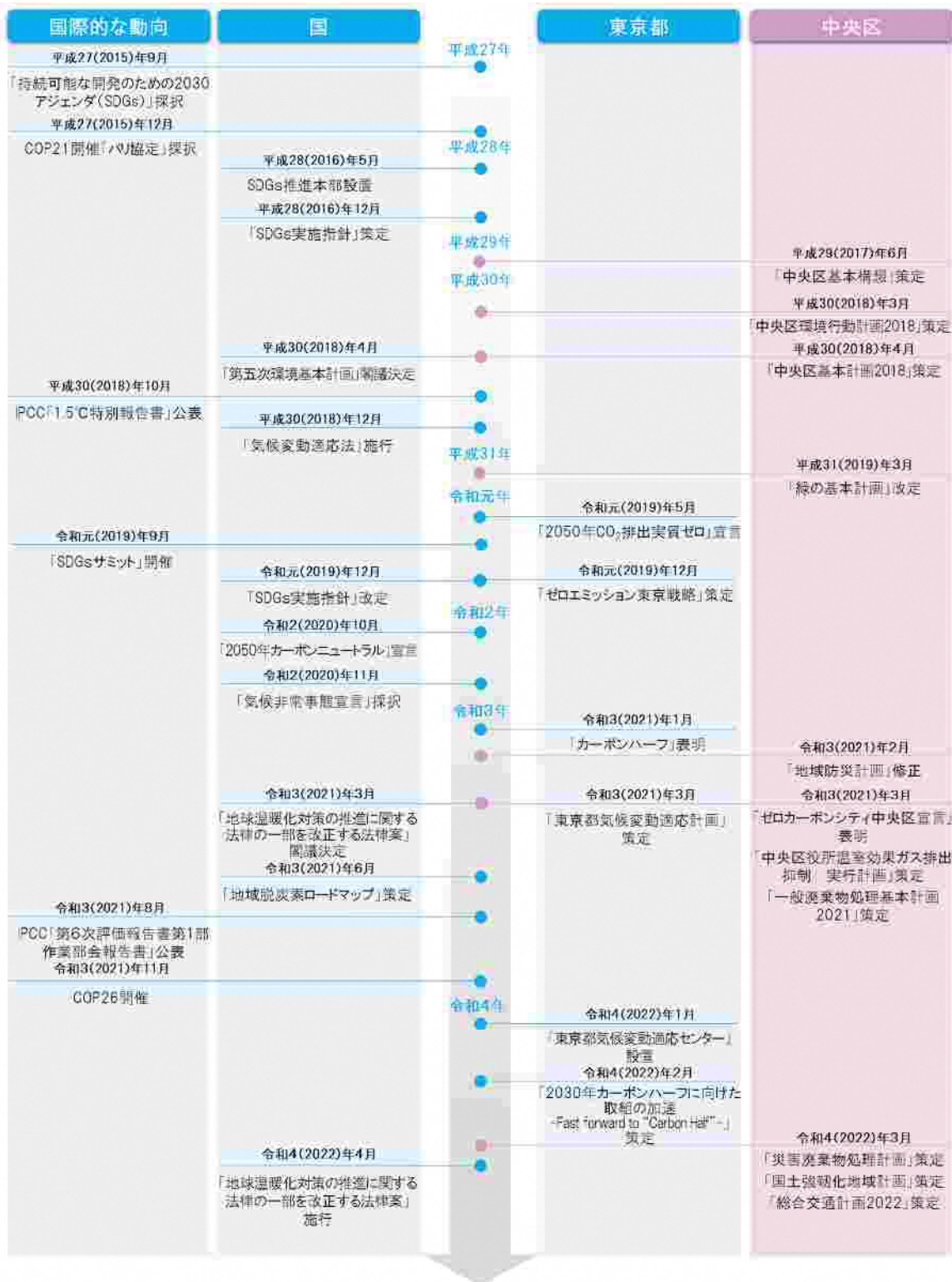


図 1-6 近年の環境に関する主なできごと

◆ 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、環境基本法に規定されている「地方公共団体の施策」を受けて策定する計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」および気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」も含んでおり、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を環境施策の側面から補完するものです。

そのため、区の施策を環境という視点から体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業との整合・連携を図りながら、環境保全に関する基本的方向を示すものです。

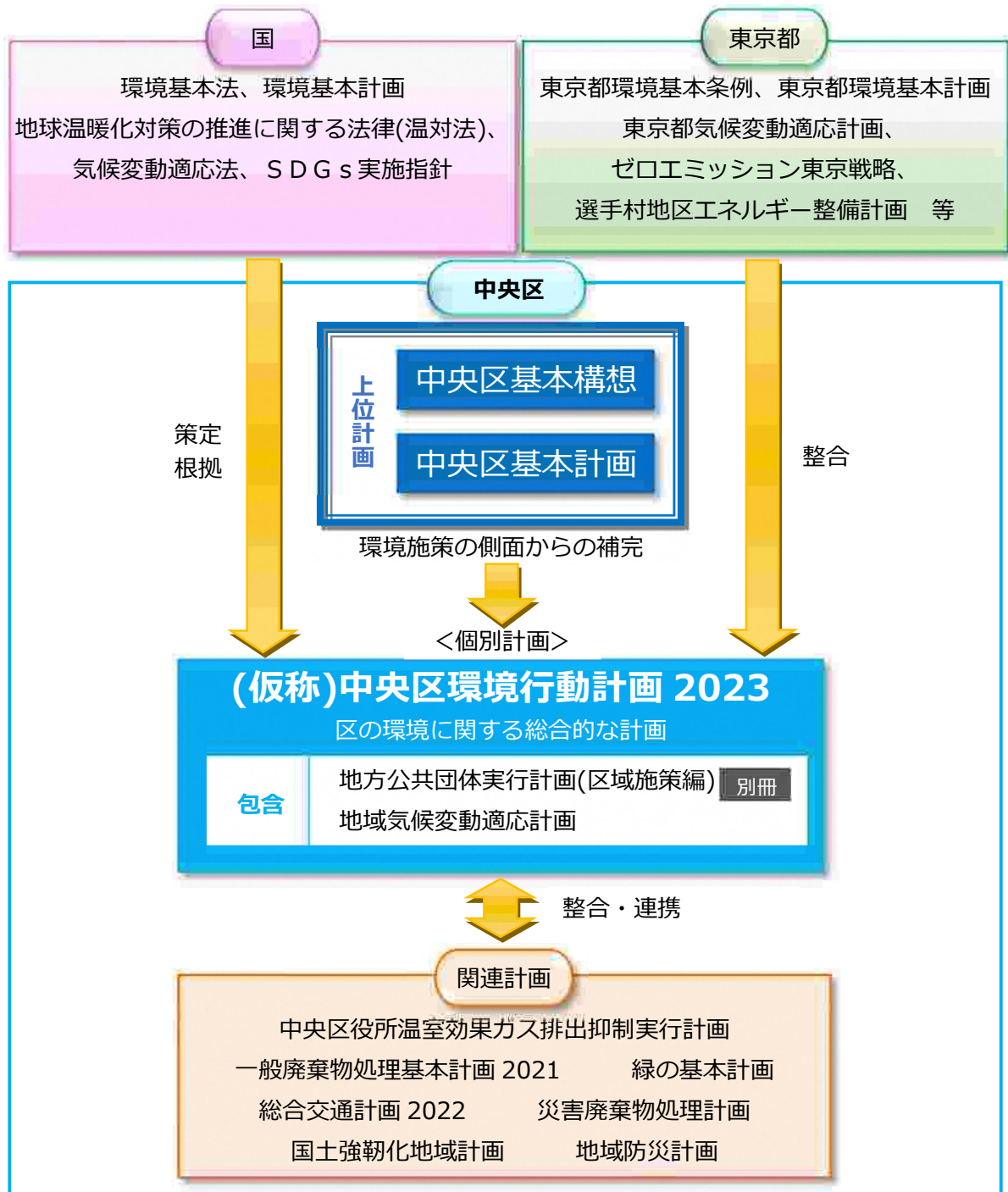


図 1-7 計画の位置づけイメージ

◆ 1-3 計画の期間

令和5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とし、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5カ年を「前期」、令和 10(2028)年度から令和 14(2032)年度までの5カ年を「後期」とします。前期終了後には中間評価を実施するとともに、計画期間中であっても社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当する部分については、目標年度である令和 12(2030)年度をもって見直しを行います。

◆ 1-4 計画の構成

本計画で目指す「望ましい環境像」や各章等、本計画の構成を図示します。

【本編】

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景や計画の位置付け、役割、計画期間等、本計画の前提となる基本的事項

第2章 現状と課題

本区の土地利用や人口動態をはじめとした概況、
これまでの環境に関する変化や取組、今後取り組むべき課題

第3章 環境像と基本目標

本計画において実現を目指す望ましい環境像と、その実現に向けた基本目標、指標

望ましい環境像

(案)「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち
ゼロカーボンシティ 中央区」

脱炭素社会

気候変動適応社会

循環型社会

自然共生社会

安全安心な社会

学びと行動の輪

SDGsのゴール



実現に向けた取組の具体化

取組による達成

第4章 基本目標達成のための施策

6つの基本目標の達成に向けた
施策と具体的な取組



【別冊】 地方公共団体実行計画(区域施策編)
二酸化炭素排出量削減目標の考え方、
脱炭素社会に向けたロードマップ、具体的な施策、
各施策の二酸化炭素排出量削減目標

計画の推進

第5章 計画の進行管理

本計画の着実な推進に向けた推進体制と進行管理手法

【資料編】 本計画策定にかかわる資料を整理

中央区環境行動計画策定までの経過、区民の意識調査結果、施策検討に関する基礎データ
用語解説

本計画は、本編と別冊による2部構成とします。

本編では、本計画の位置づけや役割等の基本的な考え方のほか、現状と課題を整理した上で、本区が実現を目指す望ましい環境像と6つの基本目標を設定します。さらに、基本目標の達成に向けて施策を設定するとともに、計画の推進進行管理の手法を整理します。

資料編は本編に付属し、その内容を補足する位置づけです。本計画策定において実施した調査結果および策定経過に関する事項、用語解説を整理します。

別冊においては、脱炭素社会の実現に向けた着実な取組遂行のため、地球温暖化対策に関わる具体的な取組やロードマップ等について詳細に掲載します。

構成	掲載内容
本編	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な考え方 ・現状と課題 ・環境像と基本目標 ・基本目標達成のための施策 ・計画の推進管理
[付属] 資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区環境行動計画推進委員会の設置について ・本計画策定までの経過について ・本計画策定に伴う意識調査について ・温室効果ガス排出量削減目標の考え方について ・気候変動将来予測および影響評価について ・環境用語集
別冊	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量の推計・要因分析 ・全体の二酸化炭素排出量の削減目標 ・脱炭素社会の実現に向けたロードマップ ・二酸化炭素排出量削減等に関する対策・施策 ・各施策の二酸化炭素排出量の削減目標

第2章 現状と課題

2-1 地域の概況

(1) 位置・地勢に関すること

本区は、図 2-1に示すように、東京 23 区(以下「23 区」という)のほぼ中央に位置し、5 区(墨田・江東・千代田・港・台東)と接しています。面積は約 10.115km² で、東京都総面積の約 0.5%、区部総面積の約 1.6%を占め、23 区では2番目に小さな面積となっています。また、東は隅田川、北は神田川、南は東京湾に臨み、区内には日本橋川や亀島川等が流れており、水辺の面積は区面積の約 16.5%を占めています。

大部分の土地は、江戸時代以降の埋め立てによりできたため、起伏は少なく傾斜は非常に緩慢となっています。

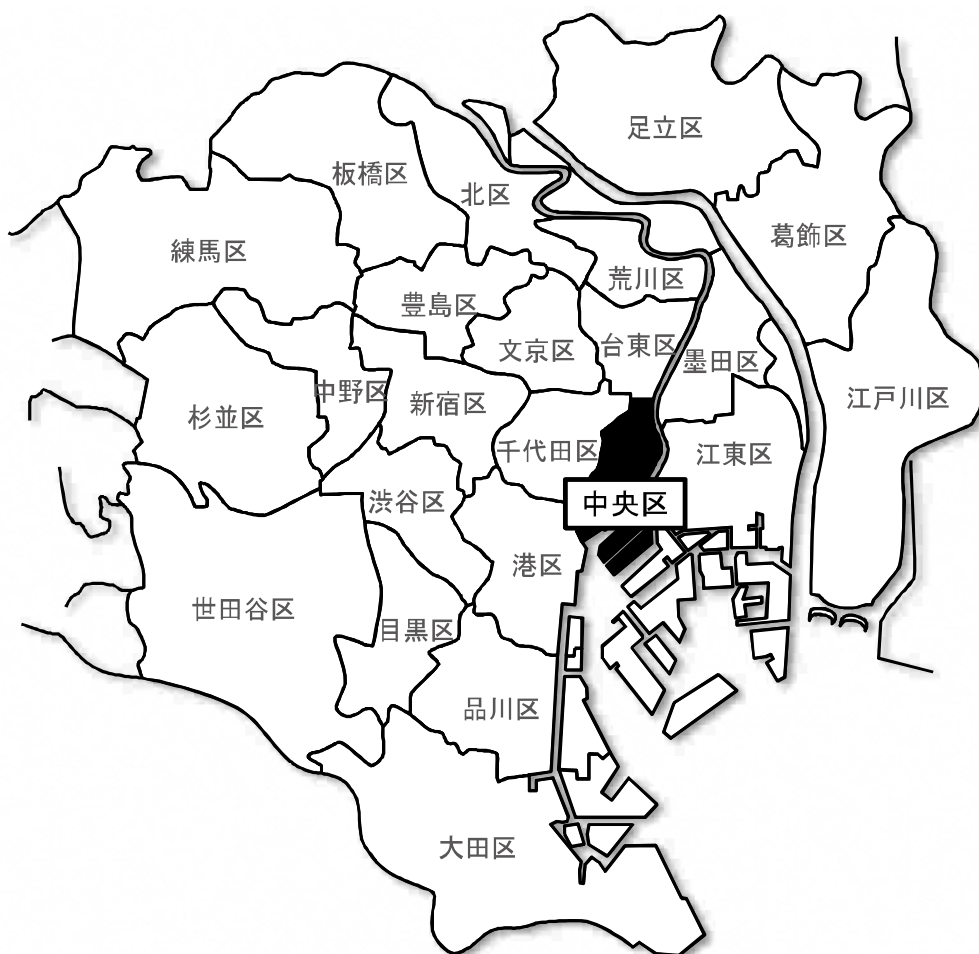


図 2-1 中央区の位置

(2) 人口・世帯数に関すること

本区の人口および世帯数は、近年増加傾向にあり(図 2-2)、令和4(2022)年 1 月 1 日現在で、人口は 171,419 人、世帯数は 96,535 世帯となっています。今後も人口増加が続くと見込まれます(図 2-3)。

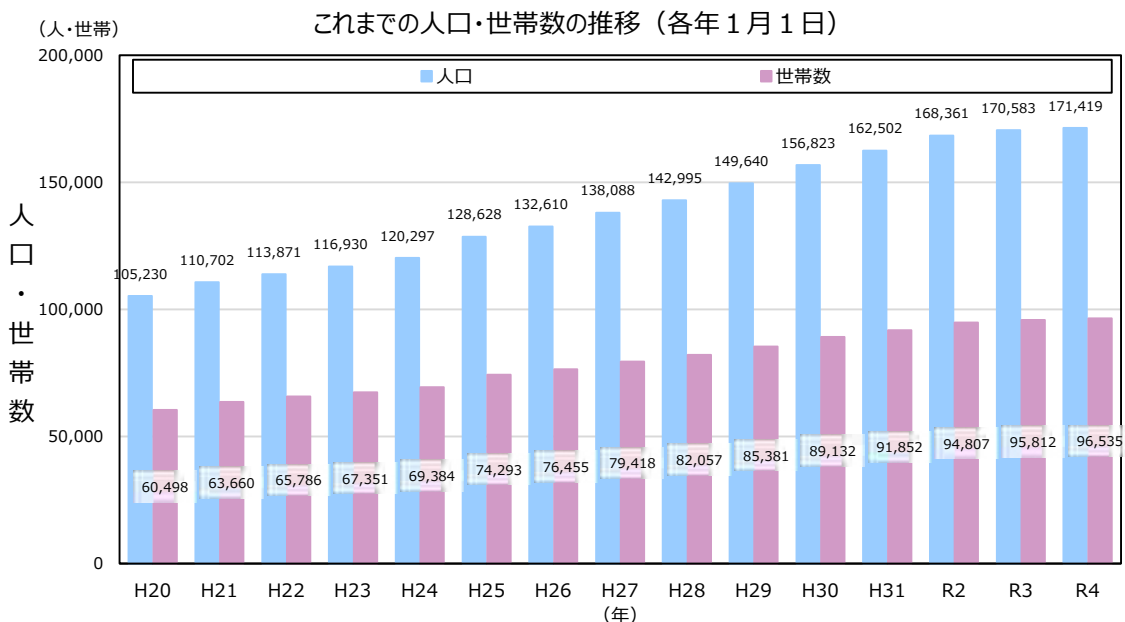


図 2-2 これまでの人口・世帯数の推移(各年 1 月 1 日)

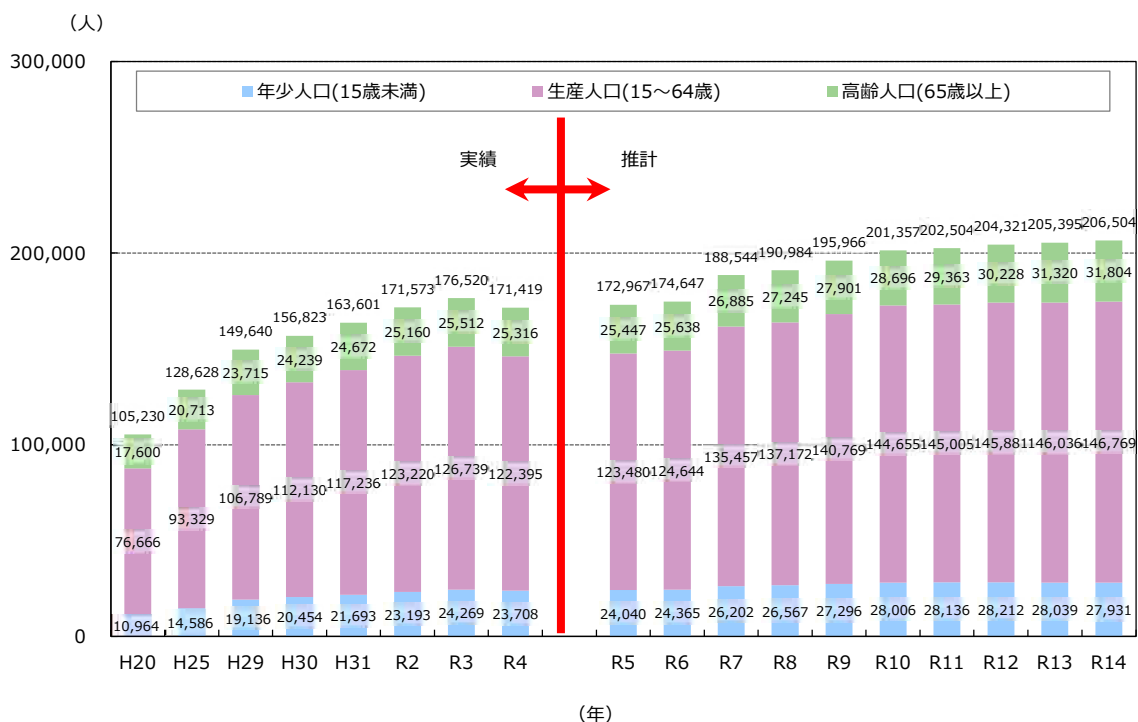


図 2-3 今後 10 年間の予想年齢区分別人口(各年 1 月 1 日)

◎ 各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

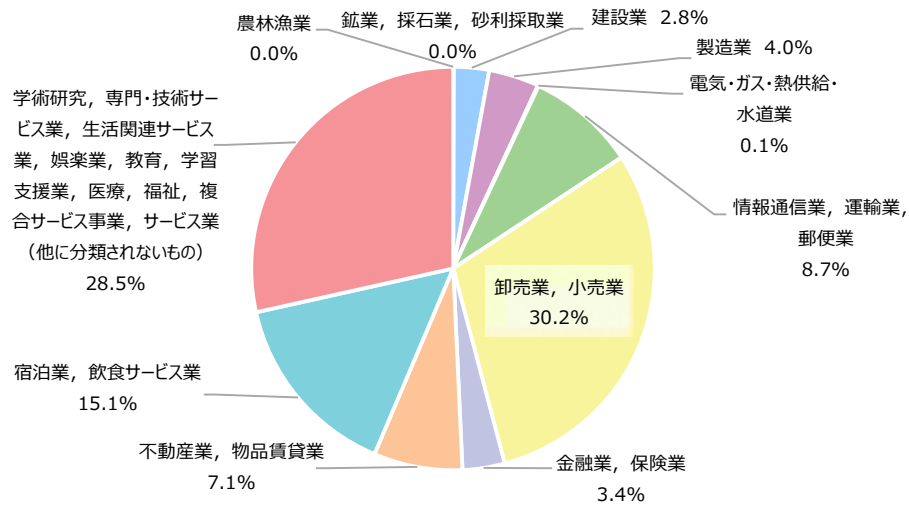
(3) 事業所に関すること

区内の民営事業所数は、平成28(2016)年では35,745事業所となっており、23区中、2番目に多く、1位は、港区(37,116事業所)、本区が続ぎ、千代田区(31,065事業所)が3位となっています。

図2-4に示すように、業種別の事業所数割合を見ると、「卸売業、小売業」が30.2%と最も高く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

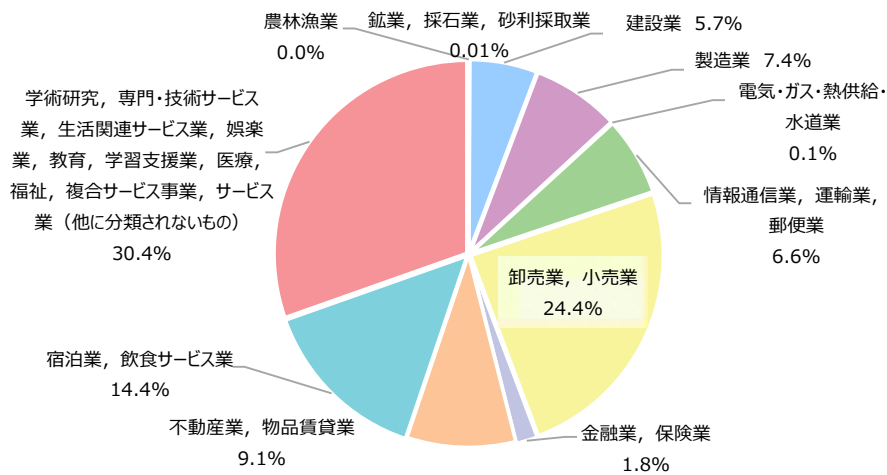
卸売業、小売業の割合が23区(図2-5)よりも高いのは、区の歴史的背景から問屋や流通関係の会社が古くから存在していたことによるものと考えられます。

なお、エネルギー消費の部門における分類では、農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業は産業部門、運輸業は運輸部門、その他各業種は民生業務部門に該当します。



資料：平成28年経済センサス基礎調査

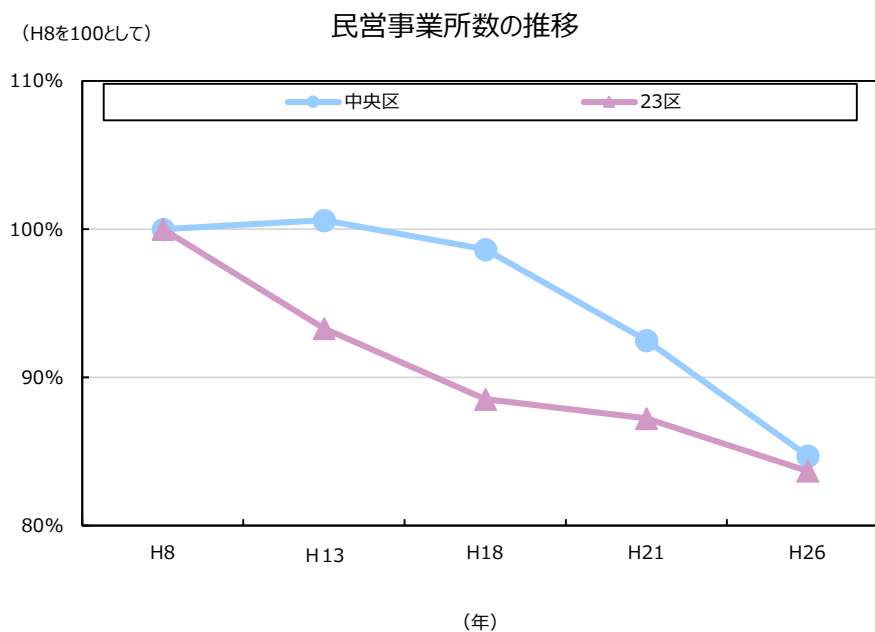
図2-4 業種別の事業所数割合(中央区)



資料：平成28年経済センサス基礎調査

図2-5 業種別の事業所数割合(23区)

本区の民営事業所数は、平成18(2006)年頃から減少傾向にあります。23区についても同様のことが言えます(図2-6)。



資料:「事業所・企業統計調査」および「経済センサス基礎調査」

図 2-6 民営事業所数の推移

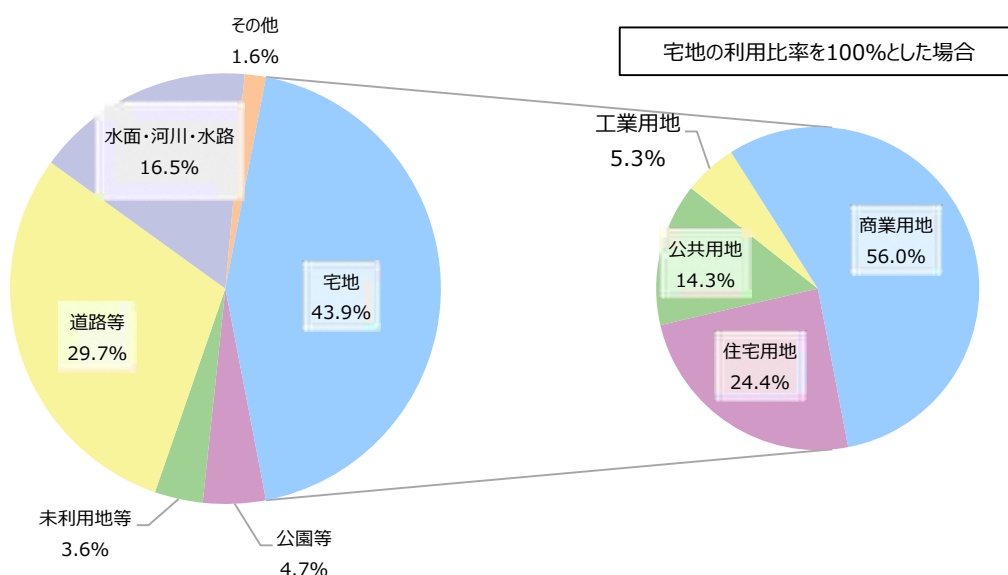
(4) 土地利用に関すること

本区の土地利用面積の割合は、「宅地」が 43.9%と最も高く(図 2-7左)、宅地の利用率を 100%とした場合、商業用地 56.0%、住宅用地 24.4%、公共用地 14.3%、工業用地 5.3%となっています(図 2-7右)。

なお、商業用地の比率は、23 区中、最も高く、千代田区(45.7%)、港区(36.9%)がこれに続いています。

また、水面・河川・水路の比率も 16.5%と、23 区中、最も高く(図 2-7左)、江東区(12.6%)、江戸川区(10.8%)がこれに続き、都内随一の水辺空間を誇っています。

本区は、江戸時代から多くの市場や問屋が集積し、さまざまな商いを行う流通の中心地として発展してきたとともに、明治時代には、日本橋に金融機関や証券取引所等が開設され、現在に至るまで、経済の中心地として機能しています。



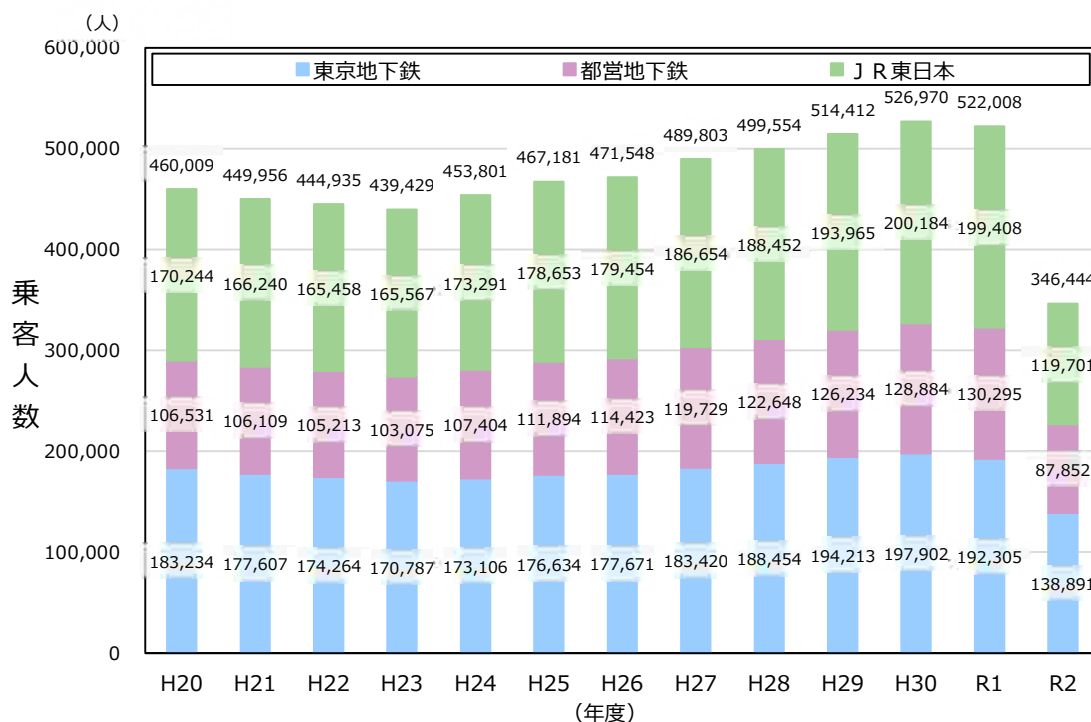
資料:東京の土地利用 平成 28 年東京都区部

図 2-7 土地利用面積の割合

(5) 交通に関すること

区の鉄道利用者および江戸バス利用者は、いずれも平成30(2018)年度まで増加傾向にありましたが、令和元(2019)年度に減少に転じ、令和2(2020)年度には利用者数の最も多かった平成30(2018)年度比で鉄道利用者は34.2%減(図2-8)、江戸バスの利用者は34.9%減(図2-9)となりました。

令和2(2020)年度の公共交通の利用者数の大幅な減少には、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると思われます。



資料：運輸・JRの駅別乗車人員、地下鉄の駅別乗降車人員 東京都統計年鑑

図2-8 鉄道の年間乗客人数の推移

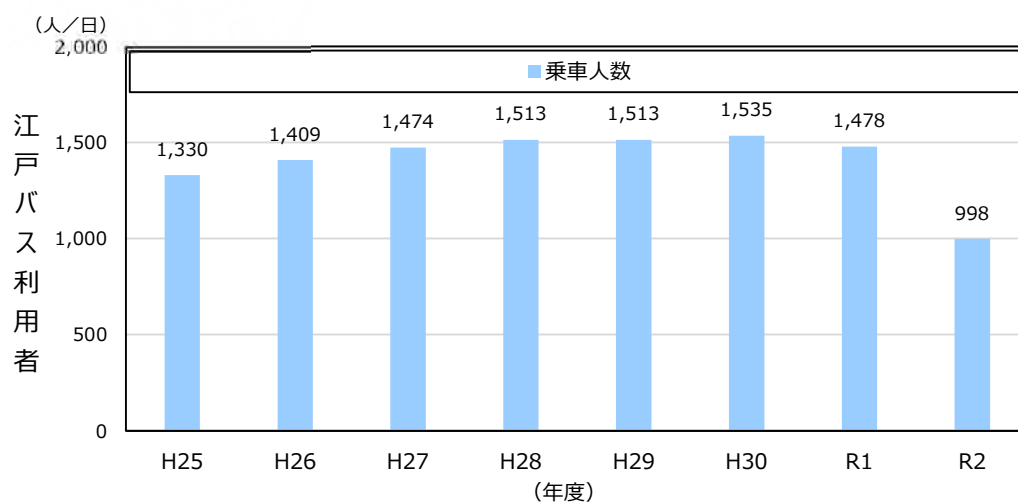
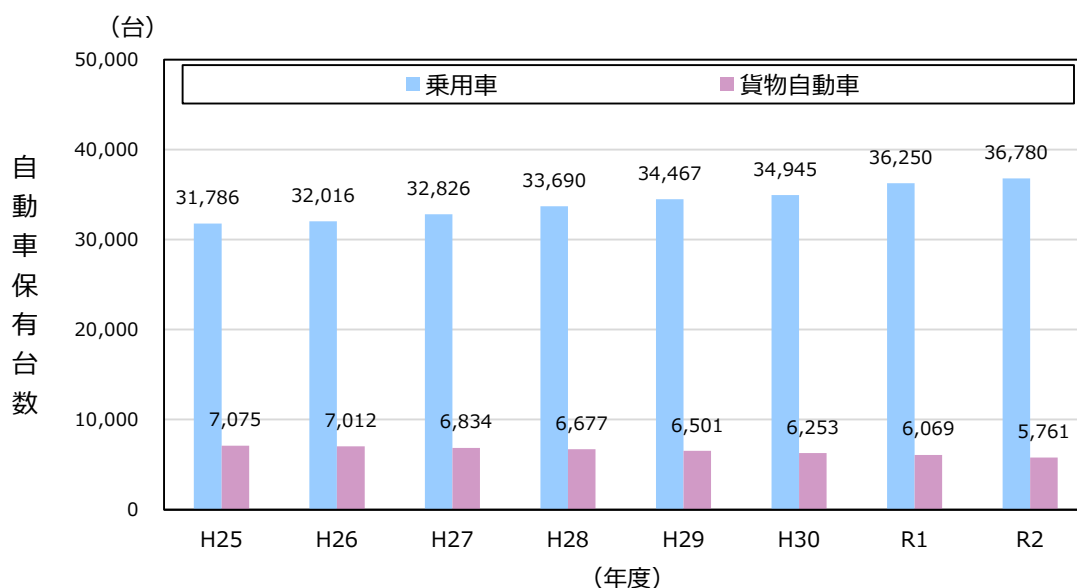


図2-9 江戸バスの日平均乗客人数の推移(1日平均)

区の自動車保有台数は乗用車が減少することなく増加しており、令和2(2020)年度の乗用車保有台数は平成 25(2013)年度比で 15.7%増加しました。一方、貨物自動車は減少し続けており、令和2(2020)年度の貨物自動車保有台数は平成 25(2013)年度比で 18.6%減少しました。



資料：東京都統計年鑑

図 2-10 中央区の自動車保有台数(乗用車・貨物自動車)の推移

区では、平成 27(2015)年 10 月以降、コミュニティサイクル事業を行っています。東京都内 13 区(千代田・中央・港・新宿・文京・江東・品川・目黒・大田・渋谷・中野・杉並・練馬)のすべてのサイクルポートで貸出・返却をする広域相互利用が可能となっており、サービス開始から、コミュニティサイクルの利用回数とサイクルポート数は増加しています。令和 4(2022)年4月時点で、本区では区内全域に 68 カ所のサイクルポートが設置されています(図 2-11)。

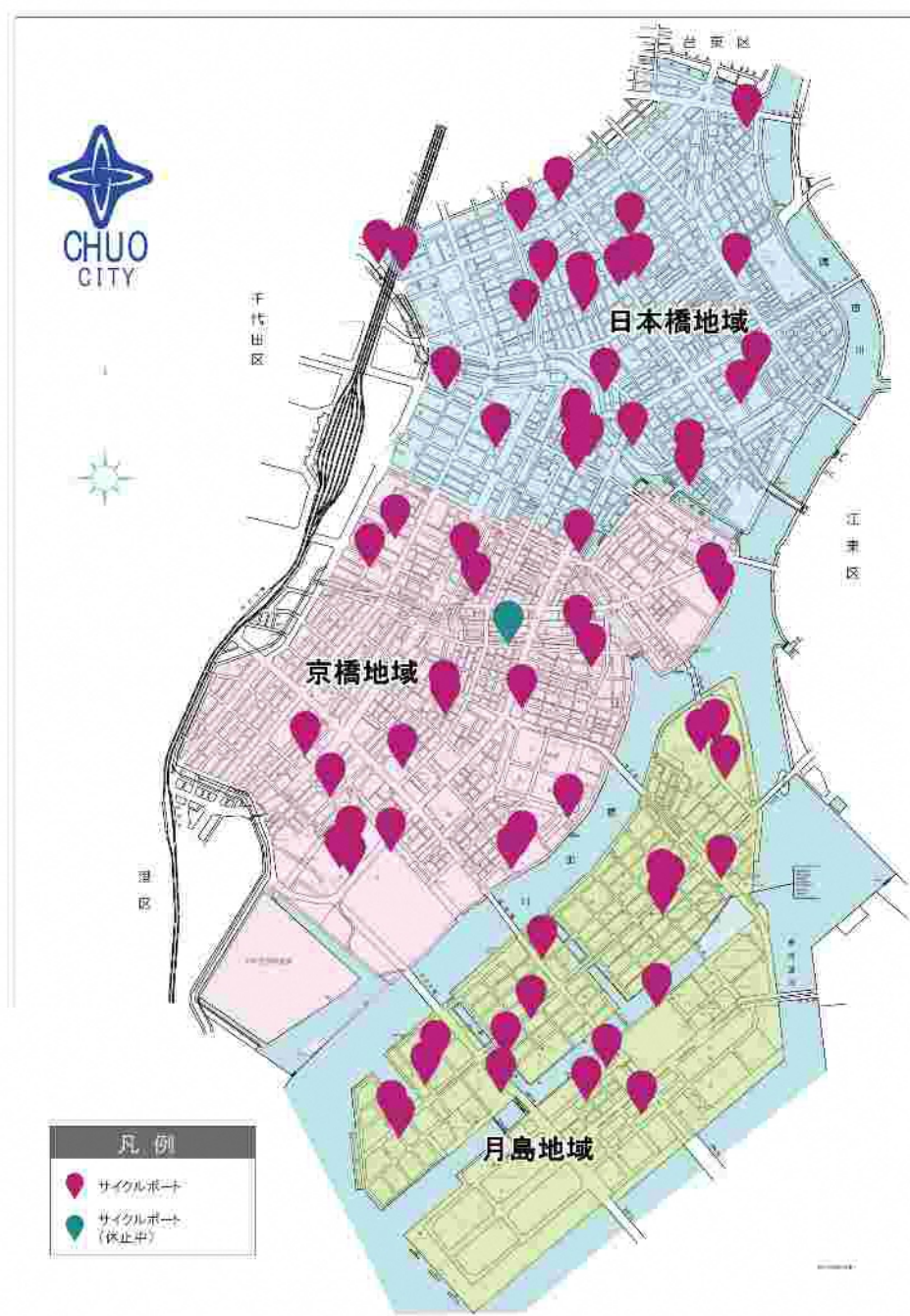


図 2-11 中央区内のサイクルポート位置図(令和4(2022)年4月時点)

電気自動車充電スタンド(EVスタンド)は、日本橋地域、京橋地域、月島地域の区営駐車場に設置しているものを含め 11 カ所あります。また、水素ステーションが月島地域に1カ所あります(令和4(2022)年4月時点)(図 2-12)。



資料:CHAdEMO 協議会ホームページ

図 2-12 中央区のEVステーションおよび水素ステーション位置図
(令和4(2022)年4月時点)

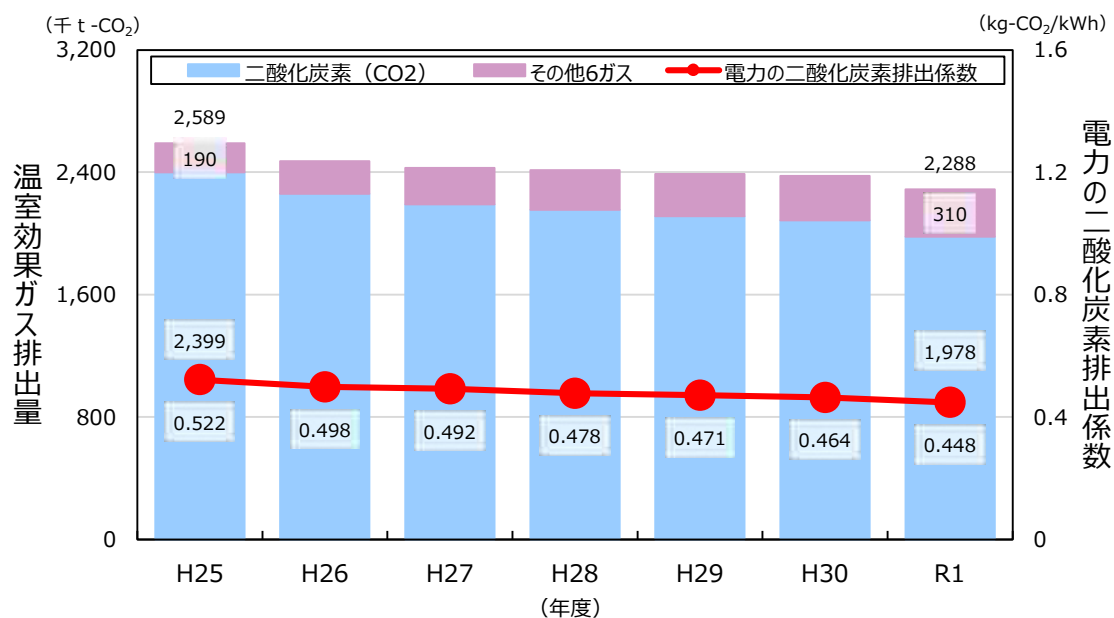
2-2 地域の環境に関する動向

(1) エネルギー消費に関すること

エネルギー消費量は産業部門をはじめとした、いくつかの部門に分けて整理しています。産業部門には農林漁業、鉱業、建設業、製造業が含まれます。民生家庭部門は家庭でのエネルギー消費を表しています。民生業務部門には卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、医療等が含まれます。運輸部門には自動車や鉄道等の運輸業が含まれます。

1) 区内の温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、図 2-13 に示すように、平成 25(2013)年度以降、減少傾向に転じています。令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量については、基準年度である平成 25(2013)年度と比較すると 17.5%減となっています。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-13 これまでの中央区の温室効果ガス排出量

2)部門別エネルギー消費量(23区全体との比較)

令和元(2019)年度における、区内のエネルギー消費量の部門別割合は、図 2-14 のとおりです。23区全体の量(図 2-15)と比較すると、民生業務部門では、1.5倍以上であり、事業所と連携した省エネルギー対策が重要となっています。

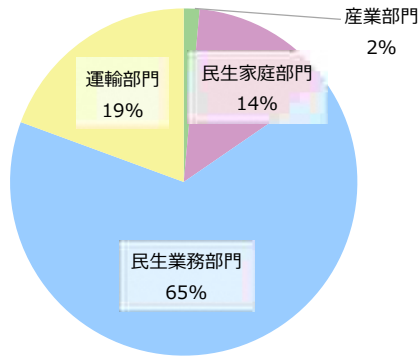


図 2-14 部門別エネルギー消費量 (中央区)

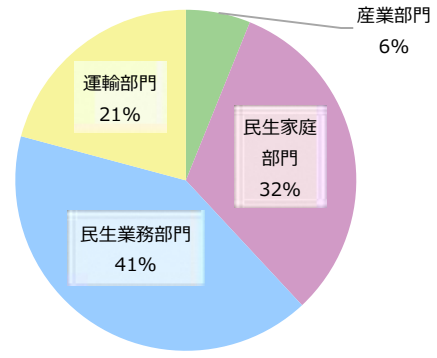
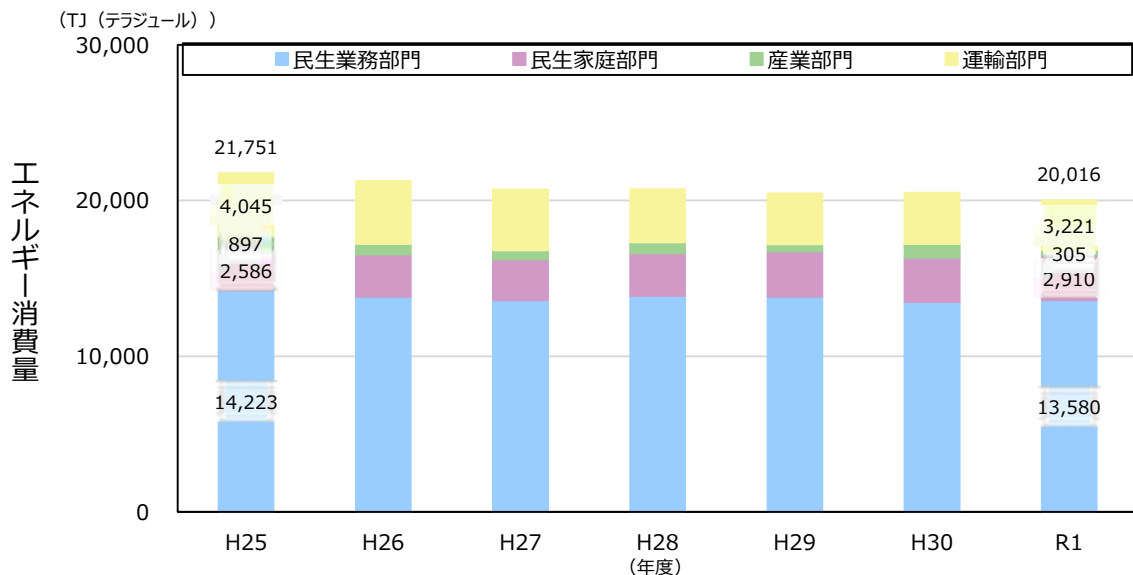


図 2-15 部門別エネルギー消費量 (23区)

資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

3)エネルギー消費量の推移

エネルギー消費量は、図 2-16 に示すように、減少傾向にあり、令和元(2019)年度は、平成 25(2013)年度比で 8.0%減となっています。部門別に見ると、運輸部門は 20.4%、産業部門は 66.0%の減になっているものの、民生家庭部門においては、平成 25(2013)年度と比較して 27.2%の人口増の結果、12.5%の増加となっています。

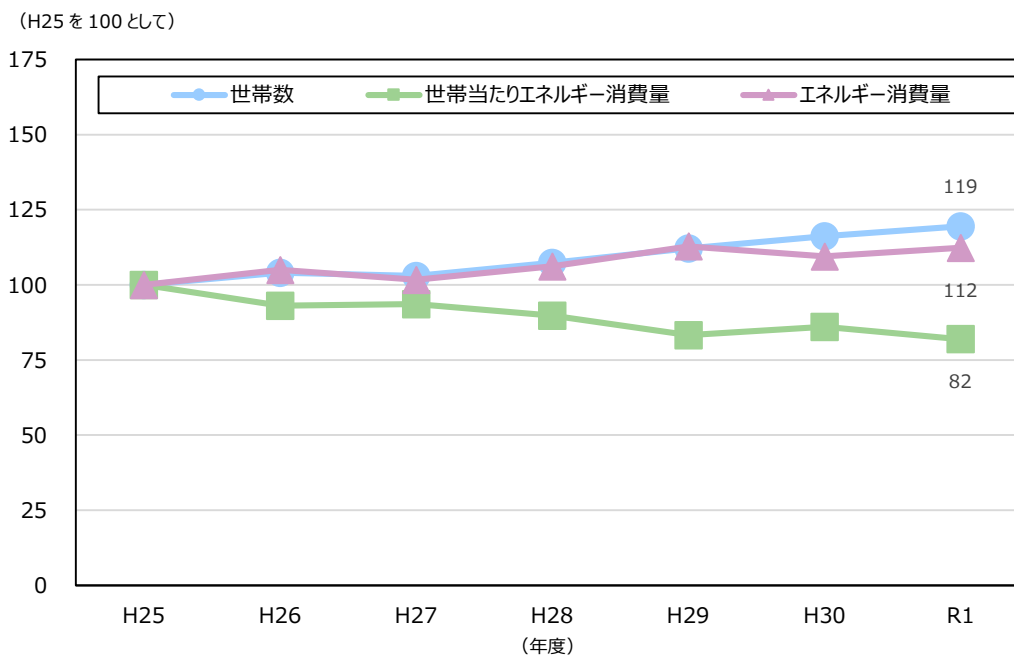


資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-16 エネルギー消費量の推移

4) 民生家庭部門における世帯数とエネルギー消費量

民生家庭部門におけるエネルギー消費量は、図 2-17 に示すように、世帯当たりで見ると、平成 25(2013)年度に比べ、18.0%の減少になっています。住宅の省エネ性能の向上や省エネ家電の普及、平成 23(2011)年3月の東日本大震災後の節電の取組とその定着等により、世帯当たりのエネルギー消費量は減少してきています。

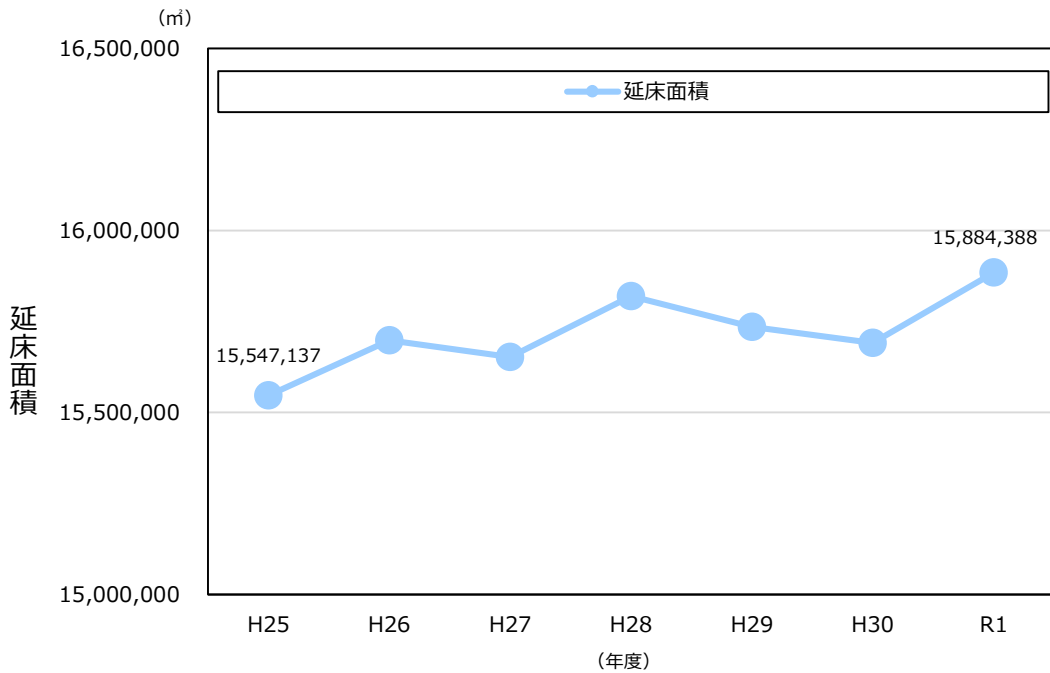


資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-17 民生家庭部門における世帯当たりのエネルギー消費量

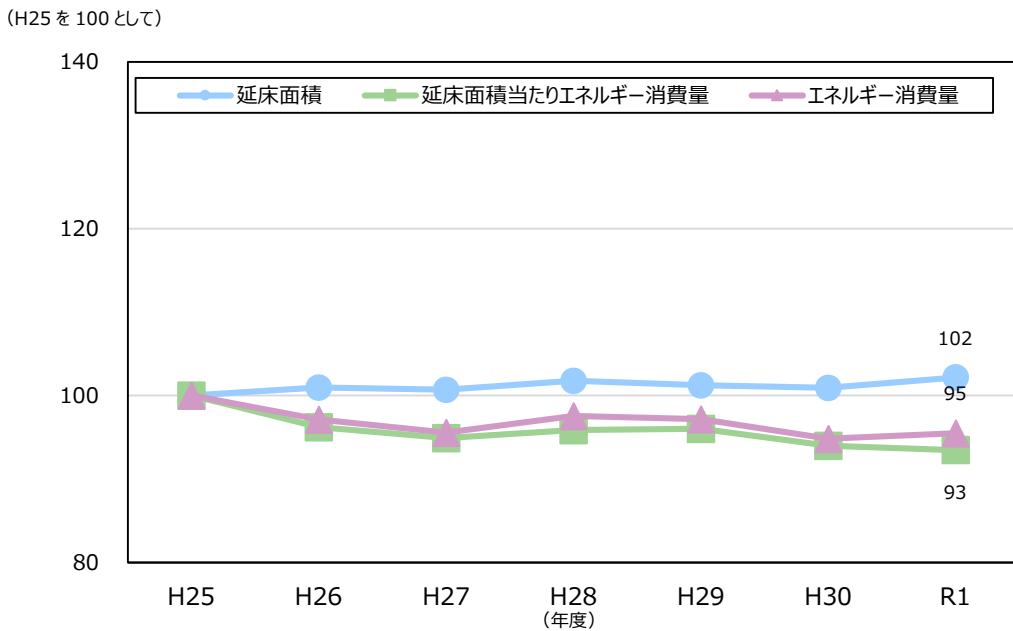
5) 民生業務部門における延床面積とエネルギー消費量

民生業務部門における延床面積は、図 2-18 に示すように、平成 25(2013)年度以降、緩やかに増加しているものの、延床面積当たりのエネルギー消費量で見ると、7.0%の減少となっています。民生家庭部門と同様、建物の省エネ性能の向上や設備更新、平成 23(2011)年3月の東日本大震災後の節電の取組とその定着等により、延床面積当たりのエネルギー消費量が減少してきているものと考えられます(図 2-19)。



資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-18 延床面積の推移



資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

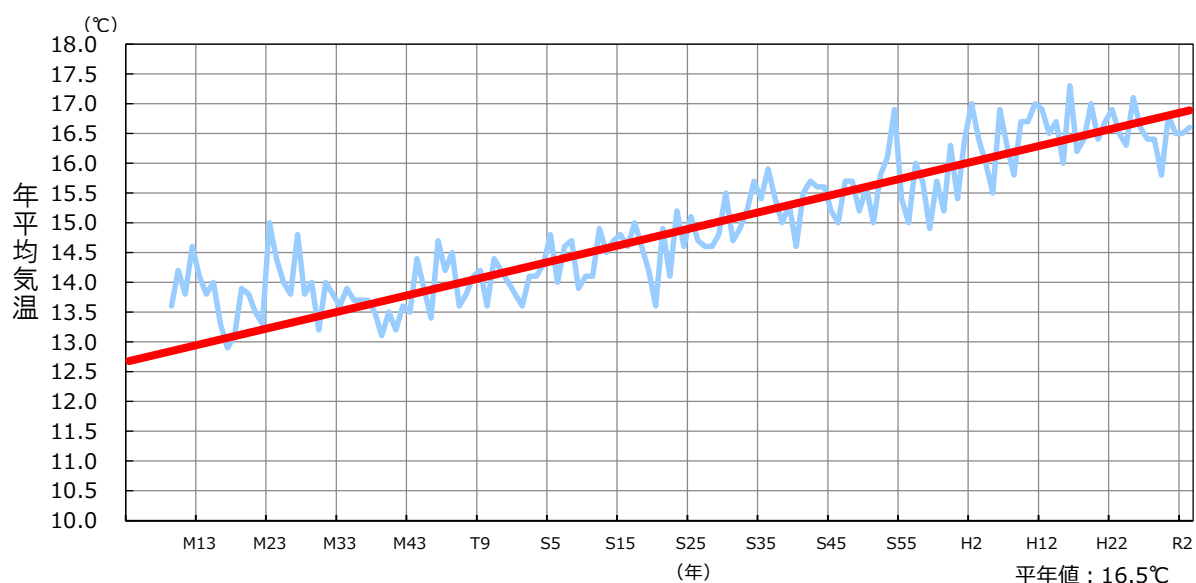
図 2-19 民生業務部門における延床面積当たりのエネルギー消費量

(2) 気候に関すること

1) 気温

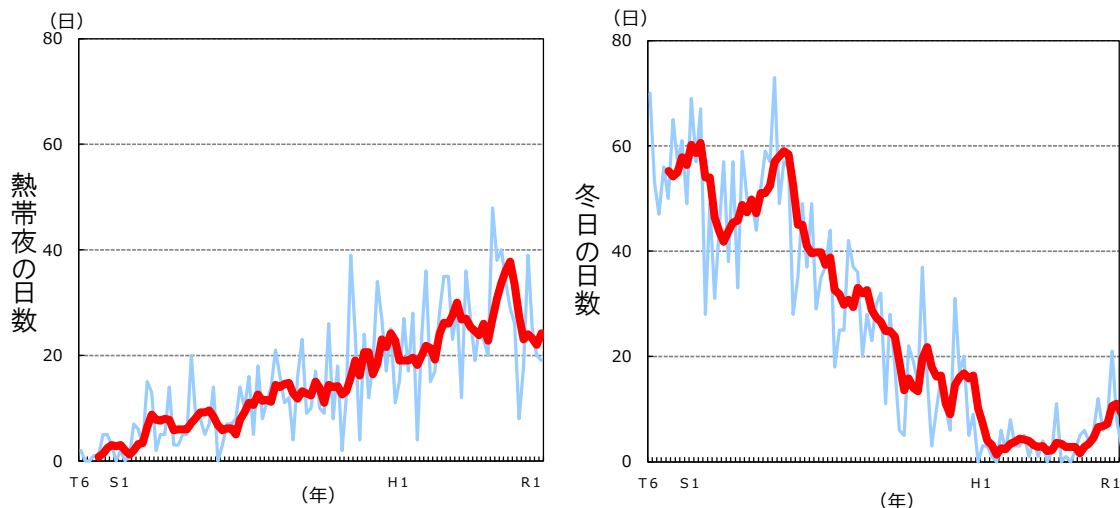
東京の年平均気温は、ヒートアイランド現象や気候変動の影響を受け、年々上昇傾向にあります(図 2-20)。

東京における熱帯夜は増加傾向にあり、冬日は減少傾向にあります(図 2-21)。熱帯夜の増加は、ヒートアイランド現象が原因の一つと考えられています。ヒートアイランド現象とは、ビルやアスファルト等の熱の吸収、エアコン等の人工的な熱の放出、緑地の不足等により、都市部での気温が周囲より高くなる現象です。また、地球温暖化による気温上昇は、河川の水温上昇をも招き、水質を悪化させる可能性があると考えられています。



資料: 気象庁統計資料(東京観測所)

図 2-20 東京における年平均気温の経年変化(明治9(1876)~令和3(2021)年)



資料：気象庁統計資料(東京観測所)

図 2-21 東京における熱帯夜^{※1}(左)と冬日^{※2}(右)の日数の推移(過去 100 年)
(赤線…5年移動平均)

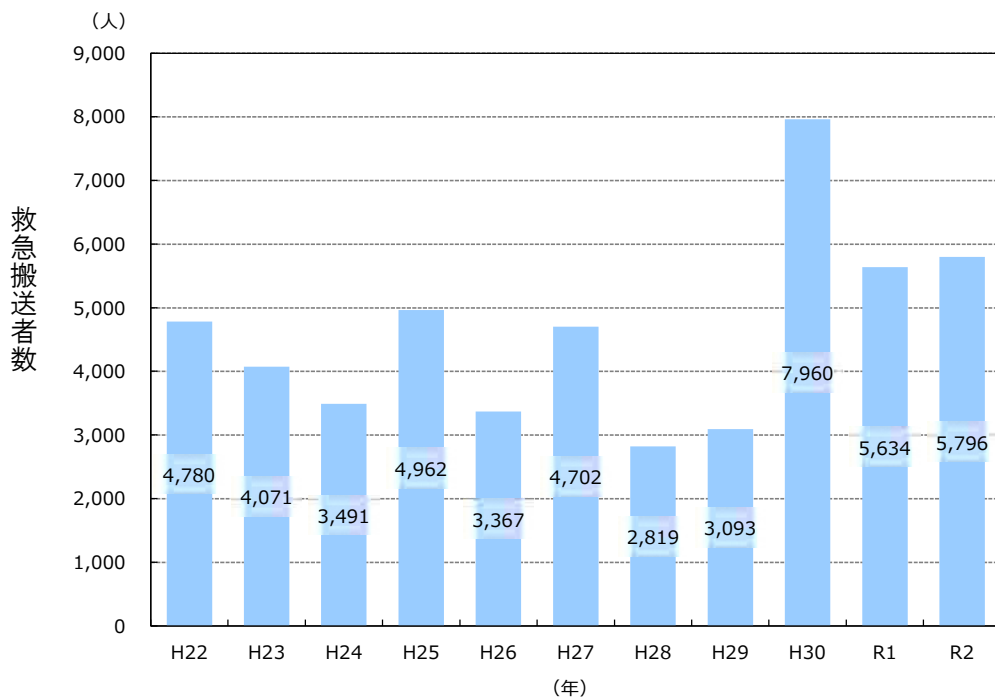
※1 熱帯夜…最低気温 25°C以上

※2 冬日…最低気温 0°C未満

◎ 両日数とも、区単位のデータがないため、気象庁(東京観測所)のデータによる。

◎ 冬日(12月から翌年2月)については、平成 29(2017)年のみ 12月から翌年1月までとする。

なお、年平均気温上昇を背景に、東京消防庁管内では、過去 11 年間(各年6月～9月)に、50,675 人が熱中症により救急搬送されています(図 2-22)。



資料：東京消防庁

図 2-22 東京における熱中症による救急搬送状況(各年6月～9月)

2) 降水量

東京の降水量は、年によってばらつきがあるものの、平成3(1991)年から令和2(2020)年まで 30 年間の平年値は 1598.2mm となっており、大きな変化は見られません(図 2-23)。

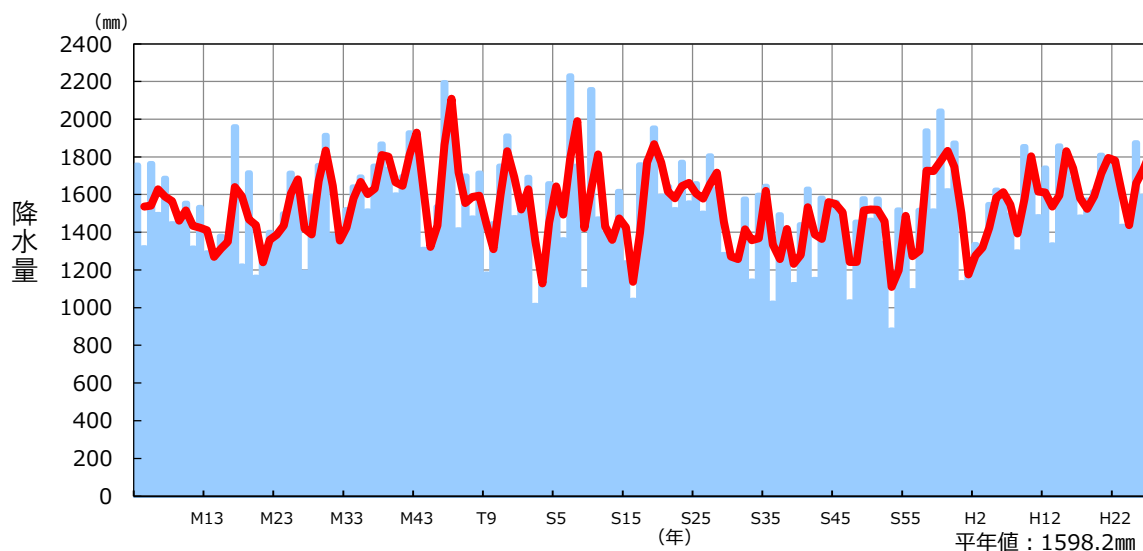


図 2-23 東京における年降水量の経年変化(明治9(1876)～令和3(2021)年)

全国 1,300 地点における、1時間に 50mm以上の大雨が降る頻度は、昭和 50 年代と平成 24(2012)年～令和3(2021)年の 10 年間の平均回数と比較すると、44.5%増加しています(図 2-24)。

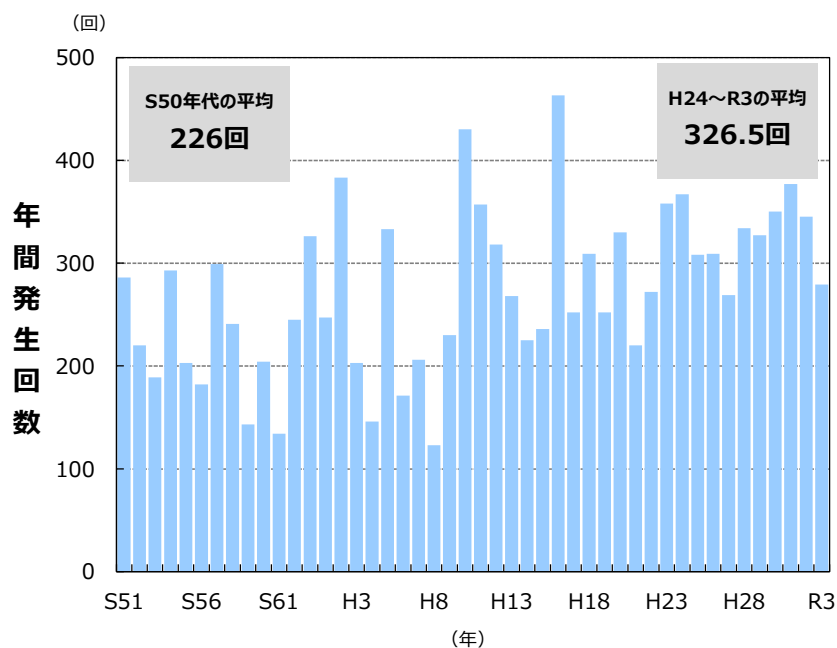


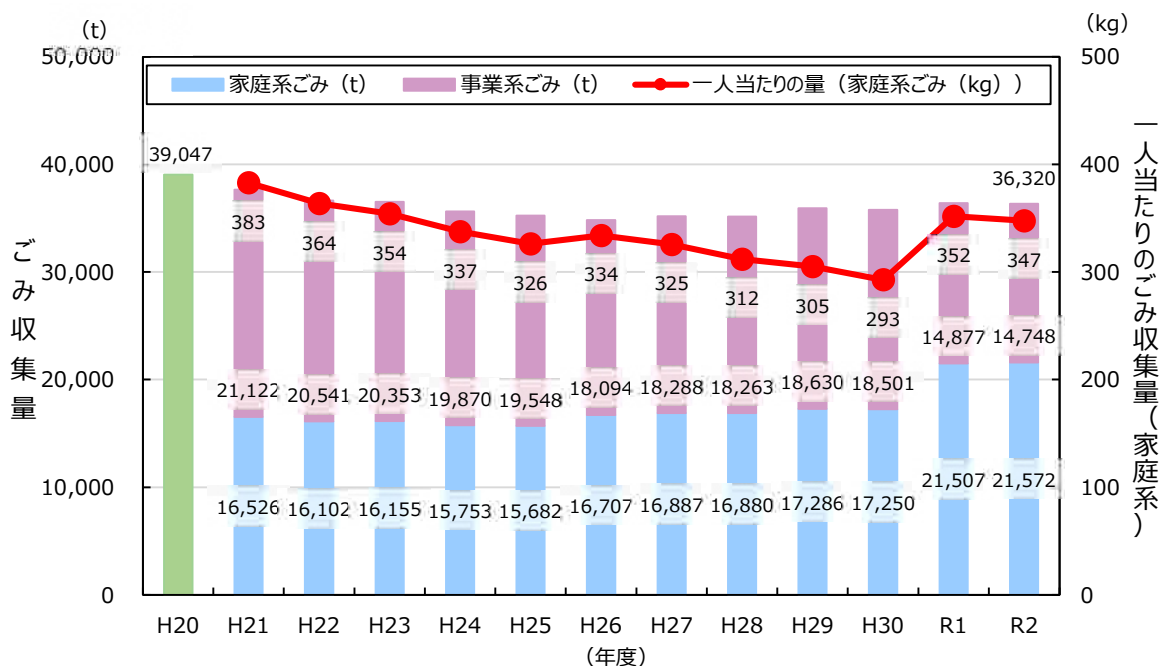
図 2-24 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数(1,300 地点当たり)

(3) ごみ・資源に関すること

1)ごみ収集量

区内のごみ収集量[※]は、令和2(2020)年度は平成20(2008)年度比で、7.0%減となっています。また、人口一人当たりの家庭系ごみの収集量も平成21(2009)年度比で、9.4%減となっていますが、令和元(2019)年に増加しました。(図2-25)。令和元(2019)年度に実施したごみ排出実態調査の結果から、家庭系ごみの比率が上昇したことが要因として考えられます。

※ ごみ収集量…区収集の燃やすごみ・燃やさないごみおよび粗大ごみの合計



資料:清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)

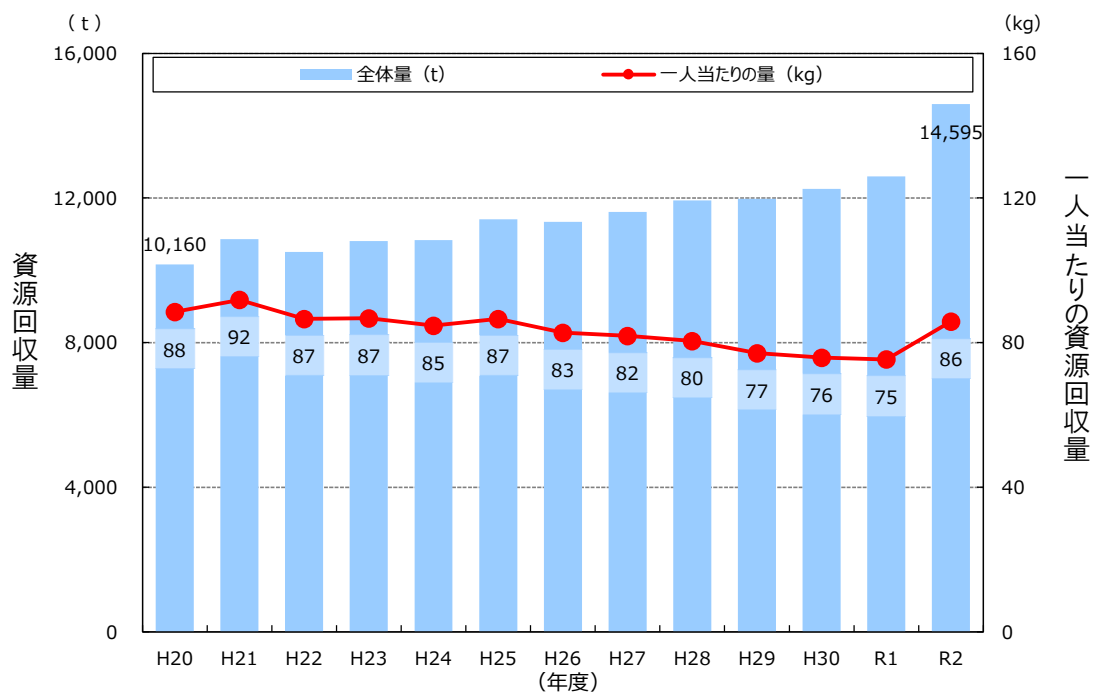
図2-25 これまでのごみ収集量と一人当たりの家庭系ごみの収集量の推移

◎ 家庭系ごみと事業系ごみの内訳は、「中央区ごみ排出実態調査」(平成21(2009)年度、平成26(2014)年度および令和元(2019)年度実施)に基づき按分した。(平成20(2008)年度以前は、按分率の設定なし)

なお、事業系ごみは、家庭系ごみを含めた区収集ごみの40.6%を占め、さらに収集運搬業者等の持込ごみを加えた合計量は区全体のごみ量の72.7%にもなります。多くの小規模な飲食店を抱える本区は、事業所における紙類の資源化だけでなく、食品廃棄物等の発生抑制・資源化も推進していく必要があります。

2) 資源回収量

区内の資源回収量は、人口増および燃やさないごみの資源化の影響により、令和2(2020)年度は平成20(2008)年度比で43.7%増となっていますが、人口一人当たりの資源回収量は、同年度比で2.3%減となっています(図2-26)。これは3R運動(リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用)の促進や新型コロナウイルス感染症の拡大、新聞等の発行部数減少、スチール・アルミ缶、ペットボトル等資源物の軽量化等が要因として考えられます。



資料：清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)

図 2-26 資源回収量の推移

(4) 緑・水辺に関すること

1) 緑被率

区内の緑被率は、平成 29(2017)年度に実施した「緑の実態調査」の結果、図 2-27 に示すように、10.7%となり、昭和 61(1986)年度の調査以降、常に増加傾向にあります。

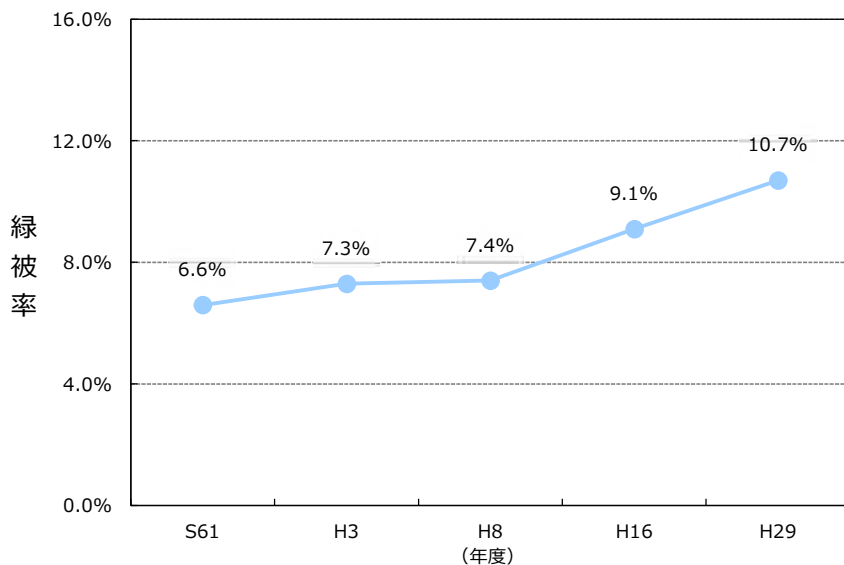


図 2-27 緑被率の推移

2) 公園面積

令和4(2022)年4月1日現在、区立公園は58カ所、区立児童遊園は32カ所、都立公園は2カ所で、合計92カ所となっています。図 2-28 に示すように、公園面積は、年々変動はあるものの、長期的に見ると増加傾向にあり、令和4(2022)年度は、平成 25(2013)年度比で 1.9%増となっています。他方、一人当たりの公園面積は、人口増加に伴い、減少傾向にあります。

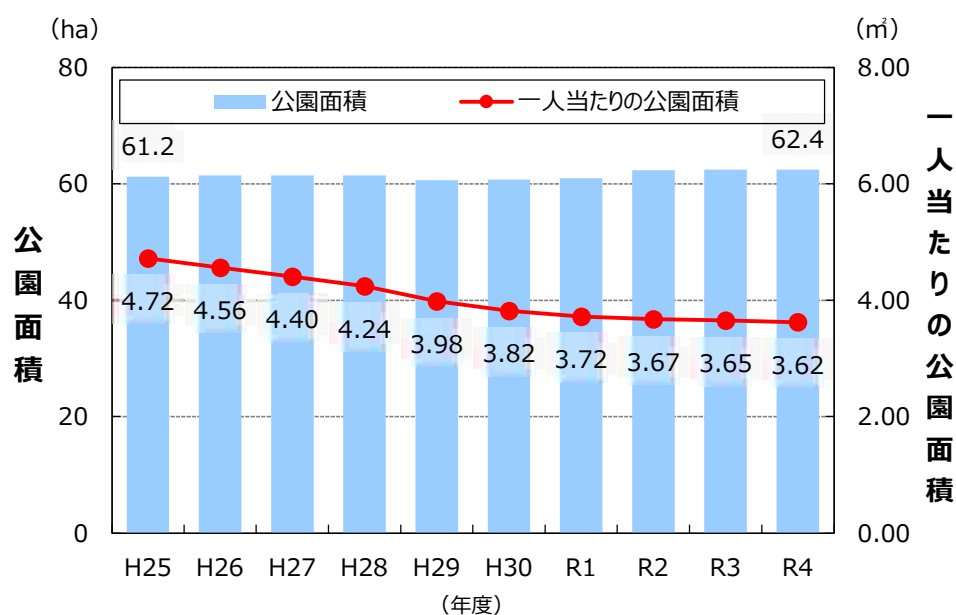


図 2-28 公園面積の推移

3)水辺環境

江戸時代、区内には多数の水路が縦横に走り、水辺は人々の生活と深い関わりを持っていました。図 2-29 に示すように、区では、「水の都中央区」の復活に向け、魅力ある水辺環境の整備を推進しています。

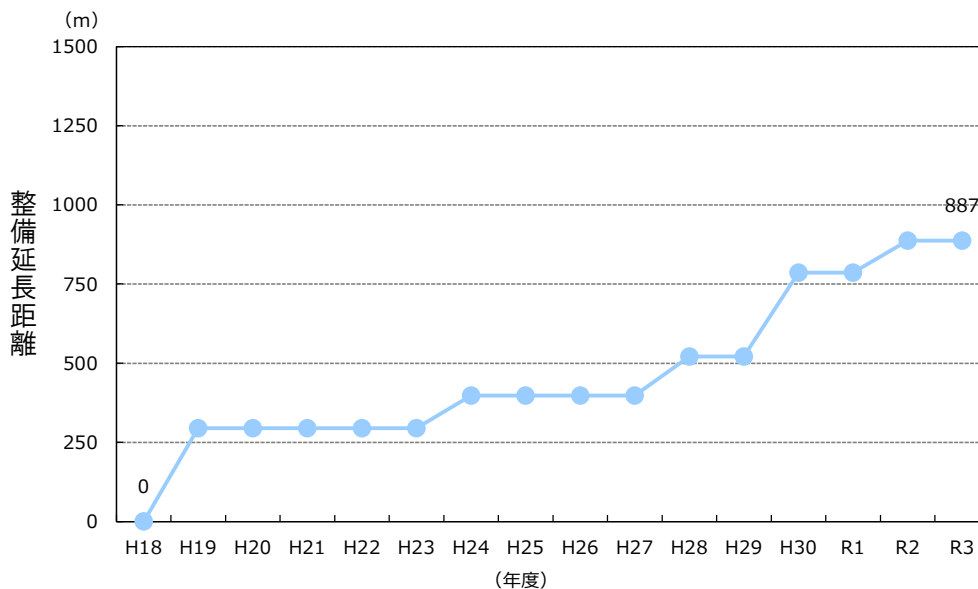


図 2-29 これまでの水辺環境(朝潮運河等)の整備状況

(5) 大気・水質に関すること

1) 大気環境

区は、大気汚染の状況を把握するため、表 2-1のとおり、本庁舎別館環境測定室において、6大気質^{※1}の常時測定を行っています。このうち、一酸化窒素を除く5大気質に環境基準が定められています。光化学オキシダントについては、環境基準非達成^{※2}の状況が続いていますが、その他の物質については環境基準を達成しています。

※1 6大気質…二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント

※2 光化学オキシダントの環境基準達成状況は、測定日の各1時間値を環境基準と比較して評価します。

表 2-1 大気汚染の状況

物質名	平成 28 (2016) 年度 (年平均値)	令和 3 (2021) 年度 (年平均値)	増減率
二酸化硫黄	0.002 ppm	0.002 ppm	0%
一酸化炭素	0.3 ppm	0.2 ppm	-33%
浮遊粒子状物質	0.019 mg/m ³	0.013 mg/m ³	-32%
一酸化窒素	0.007 ppm	0.003 ppm	-57%
二酸化窒素	0.022 ppm	0.017 ppm	-23%
光化学オキシダント	0.027 ppm	0.032 ppm	19%

2) 水質環境

区は、河川等の水質を把握するため、表 2-2のとおり、定期的に調査を行っています。

溶存酸素量は、水中に溶け込んでいる酸素量であり、生物化学的酸素要求量は河川の代表的な指標です。□で囲われた数値は、環境基準を満たしていませんでした。

表 2-2 河川の状況

河川名	溶存酸素量		生物化学的酸素要求量	
	平成 28 (2016) 年度 (年平均値)	令和 3 (2021) 年度 (年平均値)	平成 28 (2016) 年度 (年平均値)	令和 3 (2021) 年度 (年平均値)
隅田川	5.0 mg/ℓ	□4.7 mg/ℓ	2.9 mg/ℓ	1.4 mg/ℓ
神田川	□4.2 mg/ℓ	□4.0 mg/ℓ	4.9 mg/ℓ	4.3 mg/ℓ
日本橋川	□3.0 mg/ℓ	□3.2 mg/ℓ	3.9 mg/ℓ	2.1 mg/ℓ
朝潮運河	5.1 mg/ℓ	5.5 mg/ℓ	2.4 mg/ℓ	1.5 mg/ℓ

区は、河川等の水質を把握するため、5年ごとに水生生物を採取し、その種類を調べています。平成30(2018)年度の調査結果は、表2-3のとおりです。

また、東京都が実施した調査は、表2-4のとおりです。

多くの生物が安心してすめるよう、油や食べ残し等、家庭から出る排水に一人一人が気をつけ、河川を汚さないことが大切です。

表2-3 平成30(2018)年度の区調査の結果(抜すい)

単位:匹

魚類	中央大橋	浅草橋	日本橋	亀島橋	大手門橋	黎明橋	佃小橋	石川島公園	合計
	隅田川	神田川	日本橋川	亀島川	築地川	朝潮運河			
ウグイ						3			3
ボラ	1	3							4
マハゼ等のハゼ類	2	14		2	6	2	17	15	58
合計	3	17	0	2	6	5	17	15	65

表2-4 令和2(2020)年度の東京都調査の結果(抜すい)

魚類	西仲橋付近	常盤橋付近	高橋付近
	月島川	日本橋川	亀島川
コノシロ等	●		●
ウグイ等			
スズキ	●		●
ボラ	●	●	●
マハゼ等のハゼ類	●	●	●

資料:東京都建設局ホームページ「東京の川にすむ生き物」

(◎ ●…採取された魚類)



ウグイ



ボラ



マハゼ

(6) 環境活動に関すること

1) 環境情報センター

区は、環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の交流、環境活動拠点として、平成 25(2013)年6月に開設しました。

- ・所在地 京橋3-1-1 東京スクエアガーデン6階 京橋環境ステーション内
- ・施設内容 展示情報コーナー、研修室、交流室

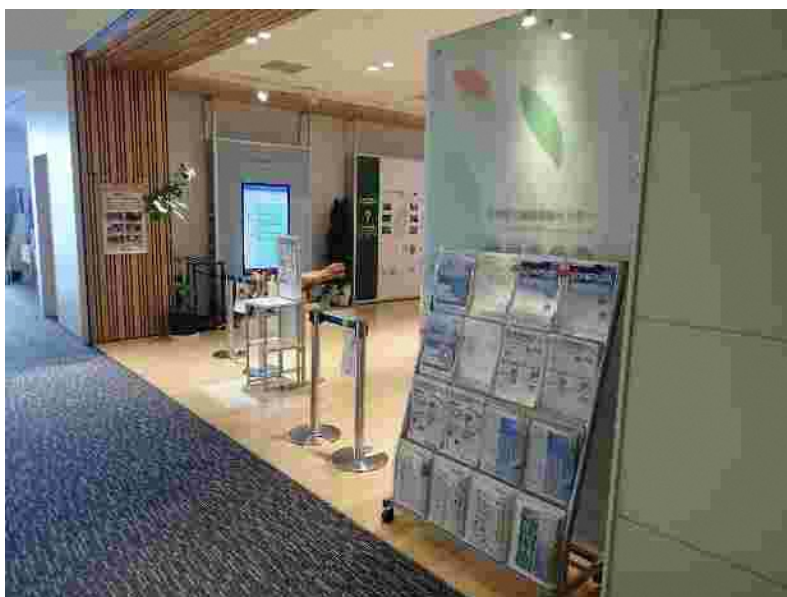


図 2-30 環境情報センター

環境情報センターでは、環境に関する展示やイベント等を開催しています。環境情報センターの総来館者数は、増加傾向が続いていましたが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響のため、減少しています。

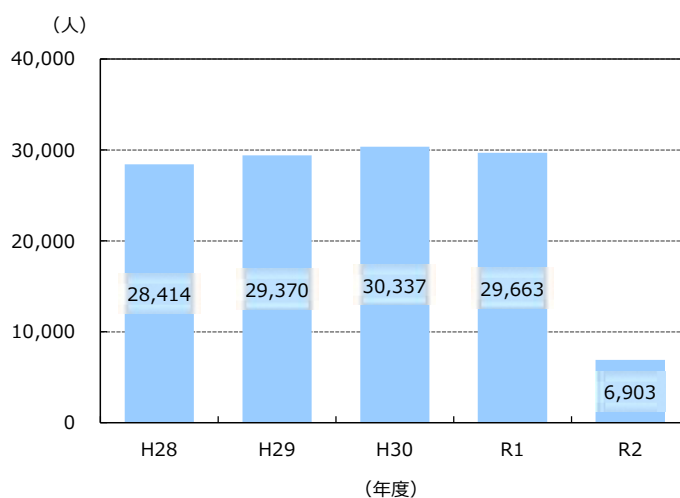


図 2-31 環境情報センター総来館者数

2) 地域美化活動

区では、家庭や事業所等の自主的な清掃活動の輪を広げ、清潔で快適なまちを実現するために平成17(2005)年7月から、毎月10日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っています。参加登録件数は増加していましたが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークを実施する企業の増加等を要因として登録件数の総数は減少しました。

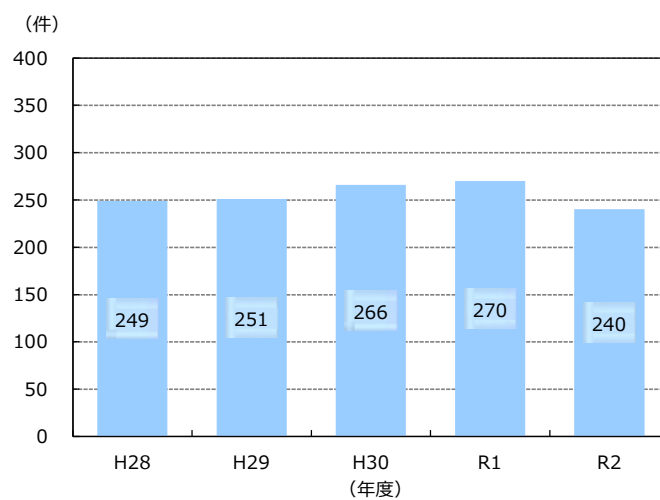


図 2-32 まちかどクリーンデー参加登録件数

3)リサイクルハウスかざぐるま

区は、ごみの減量や資源の再使用を促進するため、区内在住・在勤・在学者が日常的にリサイクル活動に取り組める施設として「リサイクルハウスかざぐるま」を区内2カ所に設置しています。令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの感染症拡大の影響のため、来館者および取扱品数が減少しています。



図 2-33 リサイクルハウスかざぐるま明石町リサイクルコーナー

表 2-5 リサイクルハウスかざぐるま利用状況

		平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
来館者数	明石町	41,664 人	45,391 人	42,296 人	39,602 人	22,685 人
	箱崎町	24,552 人	28,515 人	26,951 人	24,309 人	14,806 人
	計	66,216 人	73,906 人	69,247 人	63,911 人	37,491 人
出品者数	明石町	12,470 人	12,331 人	12,132 人	11,991 人	6,744 人
	箱崎町	5,060 人	5,891 人	5,925 人	6,322 人	3,682 人
	計	17,530 人	18,222 人	18,057 人	18,313 人	10,426 人
展示数	明石町	60,139 件	59,353 件	58,548 件	57,668 件	32,293 件
	箱崎町	33,456 件	38,665 件	39,187 件	40,223 件	24,323 件
	計	93,595 件	98,018 件	97,735 件	97,891 件	56,616 件
販売点数	明石町	37,497 件	37,736 件	35,941 件	34,849 件	17,301 件
	箱崎町	19,804 件	23,448 件	23,326 件	23,094 件	13,858 件
	計	57,301 件	61,184 件	59,267 件	57,943 件	31,159 件

4)環境学習

区は、東京都西多摩郡檜原村にて自然体験を通し、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林が持つ多面的機能を楽しみながら学べる、環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」を令和4(2022)年から新たに開始しました。

年間(日帰り10回、宿泊2回)を通し、①「中央区の森」を活用した間伐等の森林保全活動体験、②川や山で実施する動植物の観察体験、③火と自然素材を使った調理体験、④間伐材等の資源を使った工作体験等、さまざまな体験プログラムを実施します。



図 2-34 森林体験の様子(平成 30(2018)年度「中央区の森」体験ツアー)

5)環境に関する意識(区民、事業者、区立小学校5年生および中学校2年生)

アンケート集計後記入
素案②で提示予定

(区 民)

アンケート集計後記入
素案②で提示予定

(事業者)

アンケート集計後記入
素案②で提示予定

(小中学生)

アンケート集計後記入
素案②で提示予定

◆ 2-3 前計画の取組結果の振り返り

本計画において実行性の高い取組内容を設定するための課題を整理するにあたり、前計画の取組結果を振り返ります。

なお、前計画の最終評価は、中央区環境行動計画推進委員会において定めた基準に基づき行い、区ホームページ等で周知します。

(1) 地球温暖化

二酸化炭素排出量については、毎年減少していますが、再生可能エネルギーの導入容量は平成 30(2018)年度が最も多く、以降増加していません。また、事業所におけるエネルギー消費量はほぼ横ばいであり、多くの事業所を有している本区として、事業活動に伴うエネルギー消費の最適化を図ることが重要です。

今後は、脱炭素社会の実現に向け、区、区民および事業者による積極的な再生可能エネルギーの導入、徹底した省エネルギーの取組が必要となります。

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
区内における温室効果ガス排出量を減らす。 (二酸化炭素排出量を減らす)	千 t-CO ₂	2,190	2,154	2,112	2,085	-4.8%
区内における再生可能エネルギー導入容量を増やす。 (資源エネルギー庁公表・設備導入状況データ)	kW	9,039	9,047	9,037	9,037	-0.02%
区内の事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量を減らす。	MJ/m ²	868	877	878	860	-0.9%
「中央区の森」事業を推進する。 (整備面積を拡大する)	ha	42.3	46.7	46.7	51.3	+21.3%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

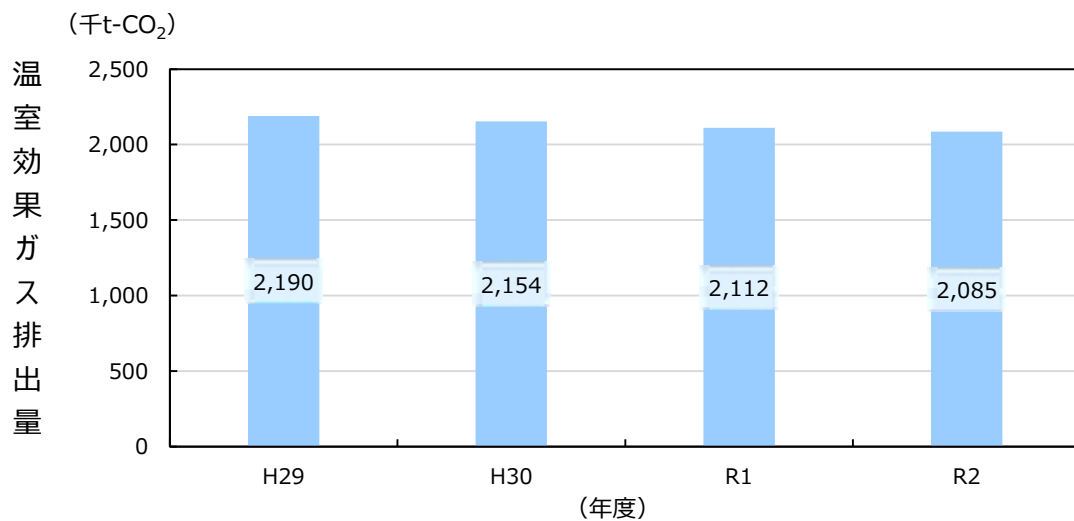


図 2-38 区内の温室効果ガス排出量

(2) 資源循環・廃棄物

令和元(2019)年度のごみ排出実態調査で、ごみに占める家庭系の比率が上昇(可燃46.0%→57.1%、不燃45.5%→58.1%)しましたが、分別の徹底やリサイクル意識の向上を推進したことにより、家庭系ごみ・事業系ごみともにごみ排出量が減少し、容器包装廃棄物の回収量が増加しています。また、令和2(2020)年度におけるごみ量の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が背景にあると考えられます。引き続き、区民や事業者に対するごみ減量・資源分別の取組の呼びかけや、3R運動(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)を重視したライフスタイルへの転換の促進を図っていく必要があります。

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
区内ごみ量(家庭系ごみと事業系ごみの1年間当たりの総量)を減らす。	t	111,363	107,581	101,808	78,932	-29.1%
事業用大規模建築物従業員1人1日当たりの可燃ごみ排出量を減らす。	g	708	549	507	374	-47.2%
容器包装廃棄物の回収量を増やす。	t	5,351	5,692	6,117	6,863	+28.3%
家庭ごみ1人1日当たりの排出量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計)を減らす。	g	305	293	352	347	+13.8%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

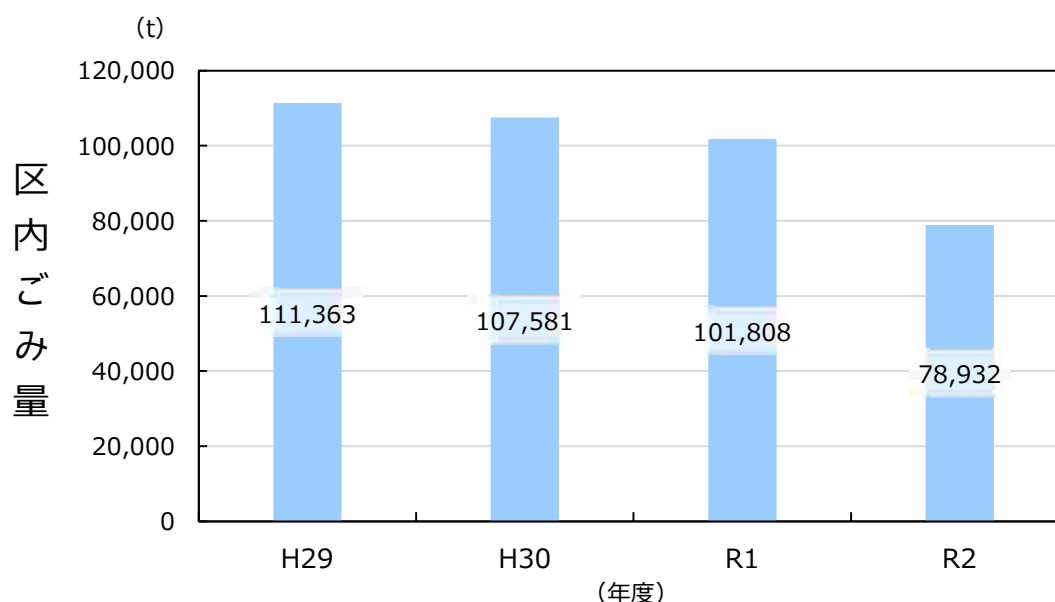


図 2-39 区内ごみ量

(3) 自然環境

公園数や区施設の緑化件数は増加し、河川水質の環境基準達成件数は全4件達成を維持しています。街路樹の本数は適正配置により減少しましたが、道路改修や開発事業に併せて、中低木や植樹フェンスによる緑の多層化・連続化を図りました。今後も、地域ニーズに対応した整備や環境保全に対する区民の意識の高揚、屋上緑化の推進に努める必要があります。

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
公園数を増やす。	園	56	57	57	58	+3.6%
街路樹の本数を増やす。	本	6,791	6,841	6,782	6,776	-0.2%
河川水質の環境基準を達成する。 (3河川1運河のBOD、COD)	件	4	4	4	4	±0%
区施設の緑化を推進する。 (屋上緑化の施設を増やす)	件	33	33	34	34	+3.0%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

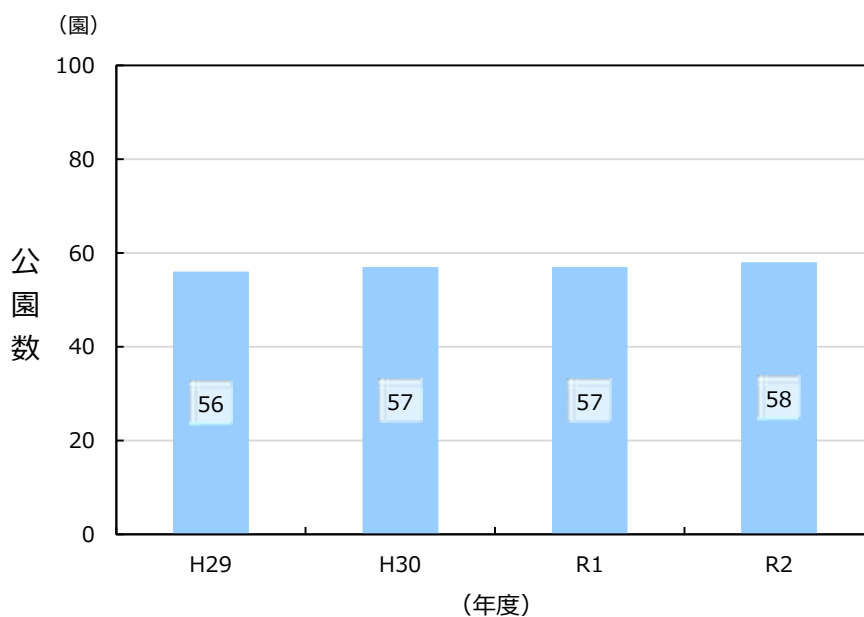


図 2-40 区内の区立公園数

(4) 生活環境

低騒音舗装、遮熱性舗装ともに、順調な取組状況と言えます。自動車排ガスおよび自動車騒音の環境基準についても、すべての地点で達成しました。大気環境は5大気質のうち1件(光化学オキシダント)で非達成でした。今後も「環境にやさしい道路の整備」の計画的な推進や、区民の環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

評価項目	単位	実績				増減 ^{※1}
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
低騒音舗装の整備を推進する。 (整備面積を増やす)	m ²	65,095	82,998	96,110	100,591	+54.5%
遮熱性舗装の整備を推進する。 (整備面積を増やす)	m ²	55,787	70,010	79,639	83,347	+49.4%
自動車排ガスの環境基準を達成する。(7地点)	件	6	6	7	7	+16.7%
自動車騒音の環境基準を達成する。(11地点) ^{※2}	件	9	10	11	11	+22.2%
大気環境基準を達成する。(5大気質)	件	4	4	4	4	±0%

※1 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

※2 令和元(2019)年度より調査地点数を 10 地点から 11 地点に変更

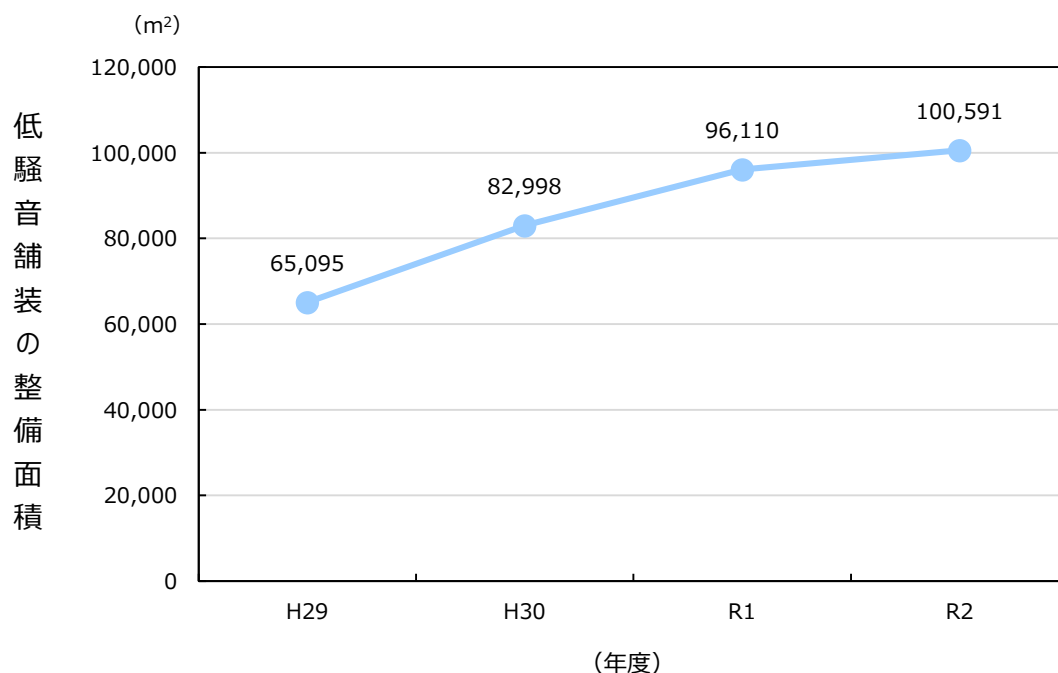


図 2-41 区内の低騒音舗装の整備面積

(5) 学びと行動

中央エコアクト(事業所用)の認証件数は増加しています。一方、環境情報センターの来館者数および講演会・講座等参加者数、まちかどクリーンデーの参加登録数は令和2(2020)年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により減少しました。

今後の感染対策も踏まえ、オンライン化が可能な事業の拡充を図りながら、環境問題への関心を高めていくとともに、環境活動の拠点である環境情報センターやまちかどクリーンデーの認知度向上や中央エコアクトの普及啓発を図る必要があります。

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
環境情報センター事業を推進する。 (総来館者数を増やす)	人	29,370	30,337	29,663	6,903	-76.5%
環境情報センター事業を推進する。 (講演会・講座等参加者数を増やす)	人	9,464	13,402	12,701	4,087	-56.8%
中央エコアクト(事業所用)を推進する。 (認証件数を増やす)	社	80	83	90	100	+25.0%
まちかどクリーンデーを推進する。 (参加登録数を増やす)	件	251	266	270	240	-4.4%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

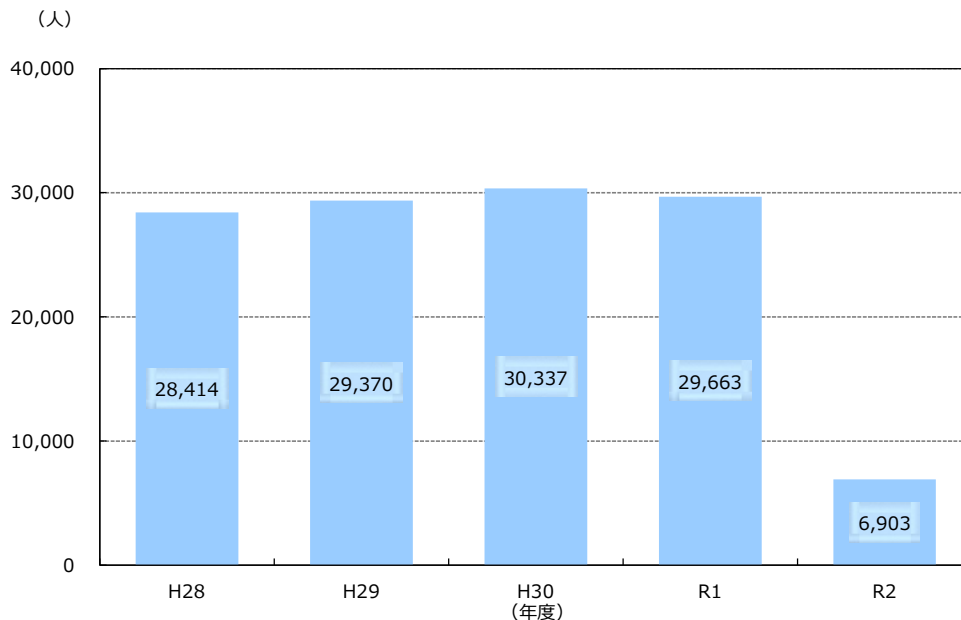


図 2-42 【参考】環境情報センター総来館者数(再掲)

◆ 2-4 地域の環境に関する課題

(1) 気候変動(緩和)

地球温暖化対策には、原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することで気候変動の悪影響を防止・軽減する「適応」の二本柱があります。

緩和策として削減が求められる温室効果ガス排出量およびエネルギー消費量は減少傾向にあります。民生業務部門のエネルギー消費量の割合が多いことから、省エネルギー診断の推奨やエネルギーマネジメント機器の普及促進等、事業者の協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。

また、再生可能エネルギーの導入量は横ばいの状況です。区民・事業者による再生可能エネルギーの導入および自家消費に関わる支援を行う必要があります。

さらに、ゼロエミッション・ビークル(ZEV)等の温室効果ガスを排出しない移動手段の普及や公共交通機関の利用促進、森林保全事業の拡充等、多面的に緩和策に取り組む必要があります。

(2) 気候変動(適応)

年平均気温は年々上昇しており、年間の冬日日数が減少していることから気候変動の影響がうかがえます。年間の熱帯夜の日数増加や、熱中症搬送者数が平成30(2018)年以降5,000人以上で推移していることから、ヒートアイランド現象への対策等、熱環境の改善や、熱中症予防の取組が重要です。また、年間の集中豪雨の回数が増加傾向にあることから、自然災害対策を行う必要があります。

※気候変動の影響評価後に再検討

(3) 資源循環・廃棄物

区の人口と世帯数は、平成9(1997)年度まで減少したのち、平成10(1998)年度から増加し続けています。

一方で、区が収集するごみ量は、平成元(1989)年度をピークに減少傾向が続き、過去10年間は、ほぼ横ばいとなっています。

これらは、ごみの減量化の推進や資源回収品目の拡充、燃やさないごみの資源化等を積極的に推進してきたことに因るものと思われます。また、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事業系の持ち込みごみが大幅に減少しています。

今後も、ごみの発生の抑制として、簡易包装の商品や詰替え商品の推奨による容器包装の削減や、フードドライブや食べきり協力店制度による食品ロスの削減等の取組を、消費者や小売業者とともに推進していくことが重要です。

また、紙類やプラスチック製容器等の資源の一部が燃やすごみとして排出されていることから、ごみと資源の分け方や出し方について、冊子やホームページ等でわかりやすく案内し、

多様なリサイクル方法による資源の分別と循環を推進していく必要があります。

(4) 自然環境

緑被率は、増加傾向ですが、人口増加に伴い一人当たりの公園面積が減少傾向にあります。

新たな土地の確保が難しい本区においては、開発事業等に合わせた公園・緑地の拡充や、公共施設での屋上・壁面緑化の整備、民間施設に対する緑化の支援が必要です。

また、ヒートアイランド現象の緩和や生き物の生息環境、都心にふさわしい風格あるまちの形成を図るため、公園等の緑の拠点や街路樹、河川・運河の水辺空間のネットワーク化を進めていく必要があります。

都内随一の豊かな水辺環境をいかして連続性のある水辺空間を整備するとともに、憩いやにぎわいの場として活用し、水辺の魅力を高めていくことが求められます。

(5) 生活環境

光化学オキシダントや一部河川の環境基準が達成できていない状況[※]が続いています。大気や水質の調査を継続し、調査結果について幅広く周知するとともに、環境にやさしい道路整備の推進やエコドライブ、ゼロエミッション・ビークル(ZEV)等の環境に配慮した交通手段の利用促進を通じて、生活環境を向上させることが求められます。

※32 頁「(5)大気・水質に関すること」参照

(6) 学びと行動

アンケート集計後記入

◆ 2-5 新計画への反映

区を取り巻く環境の現状や動向を考慮するとともに、前計画の評価・課題および区民、事業者等の意識調査の結果※を踏まえ、新計画の策定に反映させていきます。

※令和4(2022)年の調査結果については、(資料編)に掲載してあります。

新たな基本目標

1	脱炭素社会 ～地球にやさしい まちづくり～	検討中 素案②で提示予定
2	気候変動適応社会 ～気候変動の影響を防 止・軽減するまちづくり～	検討中 素案②で提示予定
3	循環型社会 ～限りある資源を 大切にすまちづくり～	検討中 素案②で提示予定
4	自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた 豊かなまちづくり～	検討中 素案②で提示予定
5	安全安心な社会 ～安心とやすらぎが 実感できるまちづくり～	検討中 素案②で提示予定
6	学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に 取り組むまちづくり～	検討中 素案②で提示予定

※新たな基本目標については、第3章 参照

①低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

検討中
素案②で提示予定

②気候変動適応社会 ～気候変動の影響を防止・軽減するまちづくり～

検討中
素案②で提示予定

③循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

検討中
素案②で提示予定

④自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

検討中
素案②で提示予定

⑤安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

検討中
素案②で提示予定

⑥学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

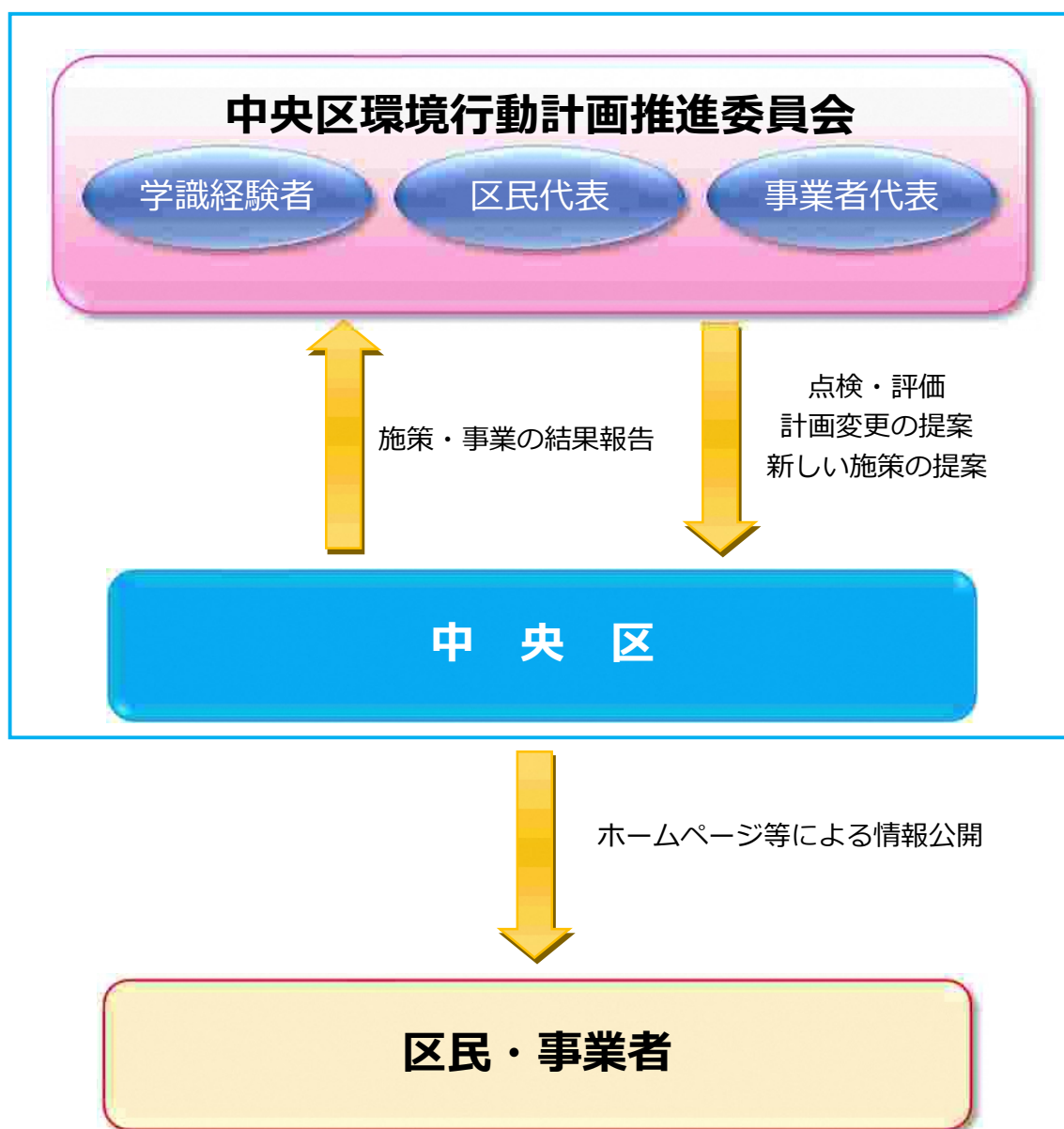
検討中
素案②で提示予定



第5章 計画の進行管理

◆ 5-1 推進体制

本計画を着実に推進し、実効性のある計画とするため、下図に示すように、学識経験者や区民、事業者で構成する「中央区環境行動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や評価等を行い、その結果については、区のホームページ等を通じて、区民・事業者に対して広く公表していきます。



◆ 5-2 進行管理 (PDCA サイクル)

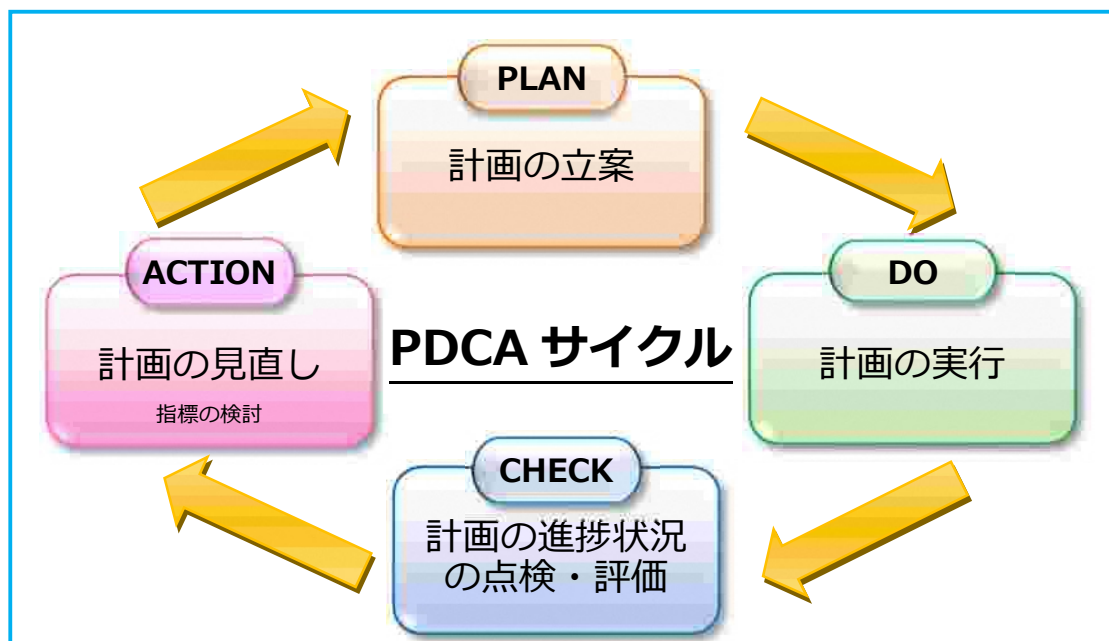
本計画を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、「中央区環境行動計画推進委員会」において、下図に示すように、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、望ましい環境像の実現に向けた6つの基本目標について、定期的に進捗状況の点検・評価を行い、計画の変更や新たな施策の提案・実施等を含め、継続的に改善を図っていきます。

前期終了後には中間評価を実施するとともに、計画期間中にあっても社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。

また、進捗状況の点検・評価にあたっては、区の現況(大気・水質等の測定結果、ごみ量、温室効果ガス排出量等)や施策の実施状況に基づいて設定された指標を用いていきます。

なお、計画の進行を管理していくなかで、より適切な指標の設定等を検討していきます。

※指標については、〇頁「第3章 3-3 指標」参照)



望ましい環境像の実現

(案)水とみどりにかこまれ 地球にやさしく
未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区